

審査項目	細 別	評価対象項目					
2. 施工状況	II. 工程管理	<input type="checkbox"/> ①現場又は施工条件の変更等による工期的な制約がある中で、余裕をもって工事を完成させた。 <input type="checkbox"/> ②隣接又は同一現場の他工事等との積極的な工程調整を行い、トラブルを回避した。 <input type="checkbox"/> ③近隣住民（入居官署等を含む）調整を積極的に行い、トラブルも少なく工期内に工事を完成させた。 <input type="checkbox"/> ④配置技術者（現場代理人/監理技術者/主任技術者）の積極的な工程管理の姿勢が見られた。 <input type="checkbox"/> ⑤その他 理由：					
		詳細評価内容：					
		a：工程管理が優れている。 b：工程管理が良好である。 c：工程管理が適切である。 d：工程管理がやや不適切である。 e：工程管理が不適切である。					
		評価＝ <table style="width:100%; border:none;"> <tr> <td style="width:20%;"></td> <td style="width:20%;">評価選択</td> <td style="width:10%; text-align:center;">○ a</td> <td style="width:10%; text-align:center;">○ b</td> <td style="width:10%; text-align:center;">○ c</td> <td style="width:10%; text-align:center;">○ d</td> <td style="width:10%; text-align:center;">○ e</td> </tr> </table> ※上記評価対象項目のうち、該当項目を総合的に判断して、a、b、c、d、e評価を行う。		評価選択	○ a	○ b	○ c
	評価選択	○ a	○ b	○ c	○ d	○ e	
2. 施工状況	III. 安全対策	<input type="checkbox"/> ①建設労働災害、公衆災害の防止への努力が顕著である。 <input type="checkbox"/> ②安全衛生管理体制を確立し、組織的に取り組んでいる。 <input type="checkbox"/> ③安全衛生管理活動が、適切に実施されている。 <input type="checkbox"/> ④安全管理に関する技術開発や創意工夫に取り組んでいる。 <input type="checkbox"/> ⑤安全協議会活動に積極的に取り組んでいる。 <input type="checkbox"/> ⑥その他 理由：					
		詳細評価内容：					
		a：安全対策が優れている。 b：安全対策が良好である。 c：安全対策が適切である。 d：安全対策がやや不適切である。 e：安全対策が不適切である。					
		評価＝ <table style="width:100%; border:none;"> <tr> <td style="width:20%;"></td> <td style="width:20%;">評価選択</td> <td style="width:10%; text-align:center;">○ a</td> <td style="width:10%; text-align:center;">○ b</td> <td style="width:10%; text-align:center;">○ c</td> <td style="width:10%; text-align:center;">○ d</td> <td style="width:10%; text-align:center;">○ e</td> </tr> </table> ※上記評価対象項目のうち、該当項目を総合的に判断して、a、b、c、d、e評価を行う。		評価選択	○ a	○ b	○ c
	評価選択	○ a	○ b	○ c	○ d	○ e	
6. 社会性等	I. 地域への貢献等	<input type="checkbox"/> ①災害時等に地域への救援活動等に協力した。 <input type="checkbox"/> ②周辺地域の環境保全、生物保護等について、具体的な対策をした。 <input type="checkbox"/> ③現場事務所や作業現場の環境を周辺地域との景観に合わせる等周辺地域との調和を図った。 <input type="checkbox"/> ④広報活動や現場見学会等を実施して、地域とのコミュニケーションを図った。 <input type="checkbox"/> ⑤地域イベントへの協力やボランティア活動等への協力や参加をした。 <input type="checkbox"/> ⑥その他 理由：					
		詳細評価内容：					
		a：地域への貢献が優れている。 a'：地域への貢献がやや優れている。 b：地域への貢献が良好である。 b'：地域への貢献がやや良好である。 c：他の評価に該当しない。					
		評価＝ <table style="width:100%; border:none;"> <tr> <td style="width:20%;"></td> <td style="width:20%;">評価選択</td> <td style="width:10%; text-align:center;">○ a</td> <td style="width:10%; text-align:center;">○ a'</td> <td style="width:10%; text-align:center;">○ b</td> <td style="width:10%; text-align:center;">○ b'</td> <td style="width:10%; text-align:center;">○ c</td> </tr> </table> ※上記評価対象項目のうち、該当項目を総合的に判断して、a、a'、b、b'、c 評価を行う。		評価選択	○ a	○ a'	○ b
	評価選択	○ a	○ a'	○ b	○ b'	○ c	

※1. 主任監督員は、監督員の意見を参考に総合的な評価を行う。
 ※2. 評価にあたっては評価対象項目のレ点の数にとらわれず、一項目でも評価する内容が充実している場合は、総合的な視点で判断し評価する。
 ※3. 地域への貢献等とは、工事の施工に伴って、地域社会や住民に対する配慮等の貢献について加点評価する。
 ※4. レ点を付した評価対象項目について、評価した内容及び効果があった内容を詳細評価内容欄に記載する。

考査項目	細 別	評価対象項目
4. 工事特性 (施工条件等への対応)	<p>■建物規模への対応</p>	<p>※下記の対応事項に1つ以上レ点が付けば2点の加点とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 延べ面積10,000㎡以上の建物 <input type="checkbox"/> 地上9階以上又は建物高さ31m以上の建物 <input type="checkbox"/> 大空間のホール等を有する建物 <input type="checkbox"/> その他（理由： _____）
	<p>評点＝ _____ 点</p>	<p>詳細評価内容：</p>
	<p>■建物固有の機能の難しさへの対応</p>	<p>※下記の対応事項に1つ以上レ点が付けば2点の加点とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 対象建物の耐震レベル <input type="checkbox"/> 建物機能の特殊性 <input type="checkbox"/> その他（理由： _____） <p>[評価技術事例]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建築工事で官庁施設の総合耐震・対津波計画基準においてI類及びA類に属する工事 ・電気又は暖冷房衛生設備工事で官庁施設の総合耐震・対津波計画基準において甲類に属する工事 ・研究施設、美術館等、特殊機能・設備のある建物
	<p>評点＝ _____ 点</p>	<p>詳細評価内容：</p>
	<p>■建物固有の施工技術の難しさへの対応</p>	<p>※下記の対応事項に1つ以上レ点が付けば2点の加点とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 建築材料、設備機材、工法について、提案がある場合 【総合評価における技術提案は除く】 <input type="checkbox"/> 設計条件として、工法、材料及び設備システム（機材を含む）の特殊性 <input type="checkbox"/> 制約条件等があり、施工難度が特に高い場合 <input type="checkbox"/> その他（理由： _____） <p>[評価技術事例]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・パイロット工事又は特異な試験フィールド工事で特許工法等の技術的に検討が必要な工事 ・特殊な工法及び材料等を採用した工事 ・特殊な設備システムを採用した工事 ・免震装置を設ける工事 ・大規模な山留め工法が必要な工事 ・敷地内又は周辺部の工作物、配管・配線等の大規模な移設、切り回しを行う工事 ・仮設備等を設け、システムを停止することなく配管・配線等の大規模な盛替え等を必要とする改修工事
	<p>評点＝ _____ 点</p>	<p>詳細評価内容：</p>

調査項目	細 別	評価対象項目
4. 工事特性 (施工条件等への対応)	<p>■厳しい自然・地盤条件への対応</p>	<p>※下記の対応事項に1つ以上レ点が付けば2点の加点とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 湧水の発生、地下水の影響（地盤掘削時） <input type="checkbox"/> 軟弱地盤、支持地盤の影響 <input type="checkbox"/> 雨・雪・風・気温等の影響 <input type="checkbox"/> その他（理由： _____） <p>[評価技術事例]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地下水位が高く、ウエルポイント等の排水設備が必要な工事 ・液状化対策工法や地盤改良を伴う工事 ・冬期施工のため、大規模な雪寒冬囲いをする必要があり、冬期の養生温度の管理や施工スペースの制限を受けた工事
	<p>評点= _____ 点</p>	<p>詳細評価内容：</p>
	<p>■厳しい周辺環境、社会条件との対応</p>	<p>※下記の対応事項に1つ以上レ点が付けば2点の加点とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 地中埋設物等の作業障害 <input type="checkbox"/> 工事の影響に配慮すべき建物等の近接物 <input type="checkbox"/> 周辺住民等に対する騒音・振動の配慮 <input type="checkbox"/> 周辺水域環境に対する水質汚濁の配慮 <input type="checkbox"/> その他（理由： _____） <p>[評価技術事例]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事に支障をきたす地中埋設物、酸欠、有毒・可燃ガス等の対策が必要な工事 ・工事場所周辺に近接工事があり、困難な調整を要する工事 ・場内に汚水処理装置（水替え）を必要とする工事 ・住居専用地域等で、騒音などの時間規制が条例で定められている工事 ・有線電気通信法による届出が必要なテレビ電波障害対策工事で、困難な調整を行った工事
	<p>評点= _____ 点</p>	<p>詳細評価内容：</p>

考查項目	細 別	評価対象項目
4. 工事特性 (施工条件等への対応)	■施工現場での対応	<p>※下記の対応事項に1つにレ点が付けば4点の加点とし、最大10点とする。</p> <p>【長期工事における安全確保への対応】</p> <p><input type="checkbox"/> 12ヶ月を超える工期で事故が無く完成した工事（ただし全面一時中止期間は除く）</p> <p>【災害等での臨機の措置】</p> <p><input type="checkbox"/> 地震、台風などにおいて、適切に臨機の対応を行った工事。</p> <p>【施工状況（条件）に対応した施工・工法等】</p> <p><input type="checkbox"/> 工事の実施にあたり各種の制約があり、工程的にも特に厳しく施工の制限を受けた工事</p> <p><input type="checkbox"/> 工程上他工事の制約を受け、機械、人員の増強を行った工事</p> <p><input type="checkbox"/> 休日・夜間作業が工程の過半数を超える工事</p> <p><input type="checkbox"/> 施設を使用しながらの工事で、工程的な制約が特に厳しい工事</p> <p><input type="checkbox"/> 特に困難な調整を要する他工事（近接工区）の受注者が複数ある工事</p> <p><input type="checkbox"/> 外来者の多い施設で、作業範囲内に外来者・通行人等の動線がある工事</p> <p><input type="checkbox"/> 特殊な室などで、工種が輻輳し困難な調整を要する工事</p> <p><input type="checkbox"/> 施工ヤードが狭く、高さ制限もあり、施工及び機械の移動や旋回等に制約を受けた工事</p> <p><input type="checkbox"/> 同一敷地内における施設を使用しながらの建て替え工事で、工程の制約等が特に厳しい工事</p> <p><input type="checkbox"/> その他（理由： _____）</p>
	評点＝ _____ 点	詳細評価内容：
評点計＝ _____ 点 (最大20点)		

- ※1. 工事特性は、最大20点の加点評価とする。なお、1項目に複数の内容がある場合又は、対象範囲が広い場合は、それ以上の点数を与えても良い。
- ※2. 監督員が評価する「創意工夫」との二重評価は行わない。
- ※3. 評価にあたっては、監督員の意見も参考に評価する。
- ※4. レ点を付した評価対象項目について、評価内容を詳細評価内容欄に記載する。

審査項目	法令遵守等の該当項目一覧表	
7. 法令遵守等	○工事事故等による減点	
	点数	措置内容
	○	該当なし
	○ -20点	1. 指名停止3ヶ月以上
	○ -15点	2. 指名停止2ヶ月以上3ヶ月未満
	○ -13点	3. 指名停止1ヶ月以上2ヶ月未満
	○ -10点	4. 指名停止2週間以上1ヶ月未満
	○ -8点	5. 文書注意
	○ -5点	6. 口頭注意
	○ -3点	7. 工事関係者事故または公衆災害が発生したが、口頭注意以上の処分がなかった場合又は処分が未確定の場合（特例事故は含まない）
○総合評価項目不履行による減点		
□ -3点	1. 入札時（契約後）の技術提案を満足できなかった。または履行しなかった場合	
□ -3点	2. 受注後、県内企業を活用するとした下請負金額の契約予定割合区分を満たさなかった場合	
□ -3点	3. 受注後、指定品目とした県産品の活用が図られなかった場合	
□ -3点	4. 受注後、当該工事で活用するとした新技術等が活用されなかった場合	
□ -3点	5. 受注後、配置予定技術者の能力を満足できなかった場合	
<p>①本審査項目（7. 法令遵守等）で評価する事例は、「工事の施工にあたり、工事関係者が下記の適応事例で上表の措置があった」場合に適用する。</p> <p>②「工事の施工にあたり」とは、工事請負契約書の記載内容（工事名、工期、施工場所等）を履行することに限定する。</p> <p>③「工事関係者」とは、②を履行する工事現場に従事する現場代理人、監理技術者（特例監理技術者を含む）、監理技術者補佐、主任技術者、受注企業の現場従業員及び②を履行するために下請契約し、その履行をするために従事する者に限定する。</p> <p>④「特例事故」とは、（1）被害が軽微であり、相手方の了解が得られている場合（2）受注者が十分な安全対策を行っており、受注者の責を問えない場合（3）通勤時等、契約図書（設計図書）の記載内容以外の作業による場合（4）その他、工事と事故の因果関係が特定できない場合等</p> <p>⑤上記④に該当する場合は、事故調査を行った上で、主務課長又は出先機関の長の判断により、「特例事故」とし工事事故等による減点の対象外とすることができる。</p>		
<p style="text-align: center;">総合評価項目不履行による減点 ○ 無し ○ 有り ○ 対象外</p>		
<p>【上記で評価する場合の適応事例】</p>		
<ul style="list-style-type: none"> ・ 1. 入札前に提出した調査資料等が虚偽であった事実が判明した。 ・ 2. 承諾なしに権利義務等第三者譲渡又は承継を行った。 ・ 3. 労働者の寄宿舎環境等について労働基準法上違反があり、送検等された。 ・ 4. 産業廃棄物処理法に違反する不法投棄、砂利採取法に違反する無許可採取等、関係法令に違反する事実が判明した。 ・ 5. 当該工事関係者が贈収賄等により逮捕または公訴された。 ・ 6. 建設業法に違反する事実が判明した。例）一括下請負、技術者の専任違反等 ・ 7. 入国管理法に違反する外国人の不法就労者が判明し、送検等された。 ・ 8. 使用人等の就労に関する労働基準法に違反する事実が判明し、送検等された。 ・ 9. 監督または検査の実施にあたり、職務の執行を妨げた。あるいは不当な政治力等の圧力をかけ、妨害した。 ・ 10. 下請代金遅延防止法第4条に規定する下請代金の支払いを期日以内に行っていない。あるいは不当に下請代金の額を減じている。あるいはそれに類する行為がある。 ・ 11. 過積載等の道路交通法違反により、逮捕または送検等された。 ・ 12. 受注企業の社員に「指定暴力団」あるいは「指定暴力団の傘下組織（団体）」に所属する構成員、準構成員、企業舎弟等、暴力団関係者がいることが判明した。 ・ 13. 下請けに暴力団関係企業が入っていることが判明した。あるいは暴力団対策法第9条に記されている、砂利、砂、防音シート、軍手等の物品の納入、作業員やガードマンの受け入れ、作業員用の自動販売機の設置等を行っている事実が判明した。 ・ 14. 安全管理の措置が不適切であったために、死傷者を生じさせた工事関係者事故、または重大な損害を与えた公衆災害を起こした。 ・ 15. その他 		
<p style="text-align: center;">〔理由： _____ 〕</p>		

審査項目	細 別	対象	評価対象項目
2. 施工状況	1. 施工管理	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> ①契約書第19条に基づく設計図書の照査結果を、適切に処理していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> ②施工計画書が、設計図書及び現場条件を反映した内容となっていることが確認できる。 <input type="checkbox"/> ③施工計画書に、出来形・品質確保のための記載があり、管理のための方法が確認できる。 <input type="checkbox"/> ④施工計画書の記載内容と現場施工方法が、一致していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> ⑤事前協議に基づいた工事記録の整備が、適切に行われていることが確認できる。 <input type="checkbox"/> ⑥使用する材料、機材の搬入後の管理が適切であることが確認できる。 <input type="checkbox"/> ⑦一工程の施工の報告が、適切に行われていることが確認できる。 <input type="checkbox"/> ⑧建設廃棄物の処分及び建設副産物等のリサイクルへの取り組みが、適切に行われていることが確認できる。 <input type="checkbox"/> ⑨社内検査が計画的に行われ、出来形、品質等の管理を工事全般にわたって十分に行っていることが確認できる。 <input type="checkbox"/> ⑩独自のチェックリスト等の管理基準により、日常的に管理されていることが確認できる。 <input type="checkbox"/> ⑪事前協議に基づいた工事の関係書類及び資料の整理がよい。 <input type="checkbox"/> ⑫その他 理由：
			(減点) 該当すればd評価とする。 <input type="checkbox"/> 施工管理に関して、監督職員から文書による改善指示を行った。 (減点) 該当すればe評価とする。 <input type="checkbox"/> 施工管理に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。
評価			
a：施工管理が優れている。 b：施工管理が良好である。 c：施工管理が適切である。 d：施工管理がやや不適切である。 e：施工管理が不適切である。			
該当項目が90%以上	・・・ a	①「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。	
該当項目が80%以上90%未満	・・・ b	②削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率（%）計算の値で評価する。	
該当項目が60%以上80%未満	・・・ c	③評価値（ ）% = (評価数/対象評価項目数) × 100	
該当項目が60%未満	・・・ d		
	評価＝	項	項目 %

審査項目	細 別	対象	評価対象項目
3. 出来形及び 出来ばえ	I. 出来形		<input type="checkbox"/> ①承諾図等が、設計図書を満足していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> ②施工図等が、設計図書を満足していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> ③施工計画書等で出来形の管理基準を設定し、計画に基づく管理を実施していることが確認できる <input type="checkbox"/> ④出来形の管理記録の整備が、良好であることが確認できる。 <input type="checkbox"/> ⑤出来形の管理方法が、工夫されていることが確認できる。 <input type="checkbox"/> ⑥現場における出来形が、設計図書を満足し、適切な施工であることが確認できる。 <input type="checkbox"/> ⑦現場における出来形が良好で、施工の精度が高い。 <input type="checkbox"/> ⑧不可視部分となる出来形が、工事写真、施工記録により、確認できる。 <input type="checkbox"/> ⑨解体又は撤去工事の場合、撤去対象物の範囲等が確認でき、適切な処分をしていることが確認できる。 <input type="checkbox"/> ⑩その他 理由：
			(減点) 該当すればd評価とする。 <input type="checkbox"/> 出来形の管理に関して、監督職員から文書で指示を行い改善された。 (減点) 該当すればe評価とする。 <input type="checkbox"/> 出来形が不適切であった為、工事請負契約書第3条に基づき修補指示を検査職員が行った。
評価			
a：出来形が特に優れている。 a'：出来形が優れている。 b：出来形が特に良好である。 b'：出来形が良好である。 c：出来形が適切である。 d：出来形がやや不適切である。 e：出来形が不適切である。			
該当項目が90%以上 a	①「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。	
該当項目が80%以上90%未満 a'	②削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。	
該当項目が70%以上80%未満 b	③評価値()% = (評価数/対象評価項目数) × 100	
該当項目が60%以上70%未満 b'		
該当項目が50%以上60%未満 c		
該当項目が50%未満 d		
	評価=	項	項目 %

※1. 出来形の対象は「材料、機材」と「施工の完了したもの」であり、工事目的物の形状、寸法、位置、数量並びに管理記録と設計図書を対比することにより評価を行う。

審査項目	細 別	対象	評価対象項目
3. 出来形及び 出来ばえ	Ⅱ. 品質 建築工事		<input type="checkbox"/> ①材料・製品の品質が、製作図等により確認でき、設計図書を満足していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> ②施工の各段階における完了時の試験及び記録の方法が、適切であることが確認できる。 <input type="checkbox"/> ③材料の品質確認記録の内容が、適切であることが確認できる。 <input type="checkbox"/> ④品質の確認結果が、分りやすく整理されていることが確認できる。 <input type="checkbox"/> ⑤施工の品質が適切であり、設計図書を満足していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> ⑥建具、ユニット等の性能及び機能に関する確認方法が適切であり、記録の内容が設計図書を満足していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> ⑦躯体工事における施工の品質が、施工記録により確認でき、良好であることが確認できる。 <input type="checkbox"/> ⑧内外仕上げ工事における施工の品質が、施工記録等により確認でき、良好であることが確認できる。 <input type="checkbox"/> ⑨その他の工事（躯体・内外仕上げを除く）における施工の品質が、施工記録等により確認でき、良好であることが確認できる。 <input type="checkbox"/> ⑩不可視部分となる品質が、工事写真、施工記録により確認できる。 <input type="checkbox"/> ⑪中間検査や既済検査での工夫や良好な施工の品質が、継続して確認できる。 <input type="checkbox"/> ⑫その他 理由：
			(減点) 該当すれば d 評価とする。 <input type="checkbox"/> 品質の管理に関して、監督職員から文書で指示を行い改善された。 (減点) 該当すれば e 評価とする。 <input type="checkbox"/> 品質が不適切であったため、工事請負契約書第 3 2 条に基づく修補指示を検査職員が行った。
評価			
a : 品質が特に優れている。 a' : 品質が優れている。 b : 品質が特に良好である。 b' : 品質が良好である。 c : 品質が適切である。 d : 品質がやや不適切である。 e : 品質が不適切である。			
該当項目が 90% 以上 a	①「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。	
該当項目が 80% 以上 90% 未満 a'	②削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率 (%) 計算の値で評価する。	
該当項目が 70% 以上 80% 未満 b	③評価値 ()% = (評価数 / 対象評価項目数) × 工事比率 × 100	
該当項目が 60% 以上 70% 未満 b'		
該当項目が 50% 以上 60% 未満 c		
該当項目が 50% 未満 d		
	評価 =	項	項目 %

※1. 目的物の品質の水準を評価すること。

※2. 品質の対象は、「材料、機材」と「施工が完了したもの（システムを含む）」があり、工事目的物の品質及び品質管理に関する各種の記録と設計図書を対比することにより技術的な評価を行う。

審査項目	細 別	対象	評価対象項目
3. 出来形及び 出来ばえ	Ⅱ. 品質 電気設備工事 受変電設備工事		<input type="checkbox"/> ①機材の品質が、承諾図等により確認でき、設計図書を満足していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> ②施工の各段階における完了時の試験方法及び記録の方法が、適切であることが確認できる。 <input type="checkbox"/> ③機材の品質確認記録の内容が、適切であることが確認できる。 <input type="checkbox"/> ④品質の確認結果が、分りやすく整理されていることが確認できる <input type="checkbox"/> ⑤施工の品質が適切であり、設計図書を満足していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> ⑥施工の品質が、試験や検査結果等の結果の記録により、優れていることが確認できる。 <input type="checkbox"/> ⑦システムの性能及び機能に関する試運転の確認方法が適切であり、記録の内容が、設計図書を満足していることを確認できる。 <input type="checkbox"/> ⑧システムの性能及び機能に関する試運転の確認方法に、工夫がある。 <input type="checkbox"/> ⑨不可視部分となる品質が、工事写真、施工記録により確認できる。 <input type="checkbox"/> ⑩中間検査や既済検査での工夫や良好な施工の品質が、継続して確認できる。 <input type="checkbox"/> ⑪運転・点検上の表示及び危険箇所などの表示等が明確で解りやすい。 <input type="checkbox"/> ⑫その他 理由：
			(減点) 該当すれば d 評価とする。 <input type="checkbox"/> 品質の管理に関して、監督職員から文書で指示を行い改善された。 (減点) 該当すれば e 評価とする。 <input type="checkbox"/> 品質が不適切であったため、工事請負契約書第 3 2 条に基づく修補指示を検査職員が行った。
評価			
a : 品質が特に優れている。 a' : 品質が優れている。 b : 品質が特に良好である。 b' : 品質が良好である。 c : 品質が適切である。 d : 品質がやや不適切である。 e : 品質が不適切である。			
該当項目が 90% 以上 a	①「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。	
該当項目が 80% 以上 90% 未満 a'	②削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率 (%) 計算の値で評価する。	
該当項目が 70% 以上 80% 未満 b	③評価値 ()% = (評価数 / 対象評価項目数) × 工事比率 × 100	
該当項目が 60% 以上 70% 未満 b'		
該当項目が 50% 以上 60% 未満 c		
該当項目が 50% 未満 d		
	評価 =	項	項目 %

※1. 目的物の品質の水準を評価すること。

※2. 品質の対象は、「材料、機材」と「施工が完了したもの（システムを含む）」があり、工事目的物の品質及び品質管理に関する各種の記録と設計図書を対比することにより技術的な評価を行う。

考查項目	細 別	対象	評価対象項目
3. 出来形及び 出来ばえ	Ⅱ. 品質 暖冷房衛生設備工事 機械設備工事		<input type="checkbox"/> ①機材の品質が、承諾図等により確認でき、設計図書を満足していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> ②施工の各段階における完了時の試験方法及び記録の方法が、適切であることが確認できる。 <input type="checkbox"/> ③機材の品質確認記録の内容が、適切であることが確認できる。 <input type="checkbox"/> ④品質の確認結果が、分りやすく整理されていることが確認できる <input type="checkbox"/> ⑤施工の品質が適切であり、設計図書を満足していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> ⑥施工の品質が、試験や検査結果等の結果の記録により、優れていることが確認できる。 <input type="checkbox"/> ⑦システムの性能及び機能に関する試運転の確認方法が適切であり、記録の内容が、設計図書を満足していることを確認できる。 <input type="checkbox"/> ⑧システムの性能及び機能に関する試運転の確認方法に、工夫がある。 <input type="checkbox"/> ⑨不可視部分となる品質が、工事写真、施工記録により確認できる。 <input type="checkbox"/> ⑩中間検査や既済検査での工夫や良好な施工の品質が、継続して確認できる。 <input type="checkbox"/> ⑪運転・点検上の表示及び危険箇所などの表示等が明確で解りやすい。 <input type="checkbox"/> ⑫その他 理由：
			(減点) 該当すればd評価とする。 <input type="checkbox"/> 品質の管理に関して、監督職員から文書で指示を行い改善された。 (減点) 該当すればe評価とする。 <input type="checkbox"/> 品質が不適切であったため、工事請負契約書第32条に基づく修補指示を検査職員が行った。
評価			
a：品質が特に優れている。 a'：品質が優れている。 b：品質が特に良好である。 b'：品質が良好である。 c：品質が適切である。 d：品質がやや不適切である。 e：品質が不適切である。			
該当項目が90%以上 a	①「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。	
該当項目が80%以上90%未満 a'	②削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。	
該当項目が70%以上80%未満 b	③評価値 ()% = (評価数/対象評価項目数) × 工事比率 × 100	
該当項目が60%以上70%未満 b'		
該当項目が50%以上60%未満 c		
該当項目が50%未満 d		
	評価=	項	項目 %

※1. 機械設備工事とは、エレベーター、エスカレーター設備工事等の建設業法における機械器具設置工事をいう。

※2. 目的物の品質の水準を評価すること。

※3. 品質の対象は、「材料、機材」と「施工が完了したもの（システムを含む）」があり、工事目的物の品質及び品質管理に関する各種の記録と設計図書を対比することにより技術的な評価を行う。

調査項目	細 別	対象	評価対象項目
3. 出来形及び 出来ばえ	Ⅱ. 品質 解体工事		c. 評価とする。
c : 品質が適切である。			
	評価= C		

考查項目	細 別	対象	評価対象項目
3. 出来形及び 出来ばえ	Ⅲ・出来ばえ 建築工事	<input type="checkbox"/>	①きめ細やかな施工がなされ、取り合いの納まりや端部まで仕上がりが良い。
		<input type="checkbox"/>	②関連工事（工種）又は既存部分との調整がなされ、調和が良い仕上がりである。
		<input type="checkbox"/>	③使い勝手や使用者の安全に対する配慮に優れている。
		<input type="checkbox"/>	④仕上がりの状態が良好で、作動状態も良好である。
		<input type="checkbox"/>	⑤色調が均一であり、色むら等が無く、全体的な美観が良好である。
		<input type="checkbox"/>	⑥材料・製品の割付や通り等が良く、全体的な出来ばえが良好である。
		<input type="checkbox"/>	⑦保身に配慮した施工がなされている。
		<input type="checkbox"/>	⑧その他 理由：
			(減点) 該当すればd評価とする。 <input type="checkbox"/> 出来ばえが劣っている。
評価			
a：全体的な完成度が優れている。 b：全体的な完成度が良好である。 c：全体的な完成度が適切である。 d：全体的な完成度が劣っている。			
該当項目が90%以上	・・・ a	①「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。	
該当項目が80%以上90%未満	・・・ b	②削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率（%）計算の値で評価する。	
該当項目が80%未満	・・・ c	③評価値（ ）% = (評価数/対象評価項目数) × 工事比率 × 100	
④評価対象項目数が2項目以下の場合は、全て該当してもc評価とする。			
	評価＝	項	項目 %

※1. 全体的な仕上がり状態、機能を評価する。

※2. 出来ばえの評価は、全体的な仕上がり状態、形状、配置及び関連工事との調和、目的物としての機能などについて、観察、計測等により技術的な評価を行う。

審査項目	細 別	対象	評価対象項目
3. 出来形及び 出来ばえ	Ⅲ. 出来ばえ 電気設備工事 受変電設備工事	<input type="checkbox"/>	①きめ細やかな施工がなされている。
		<input type="checkbox"/>	②関連工事（工種）又は既存部分との調整がなされ、調和が良い仕上がりである。
		<input type="checkbox"/>	③機器又はシステムとして、運転状態が正常であり、性能が優れている。
		<input type="checkbox"/>	④環境負荷低減への対策が優れている。
		<input type="checkbox"/>	⑤運転操作及び保守点検等の容易さを確保するため配慮がなされている。
		<input type="checkbox"/>	⑥その他 理由：
			（減点）該当すればd評価とする。 <input type="checkbox"/> 出来ばえが劣っている。
評価			
a：全体的な完成度が優れている。 b：全体的な完成度が良好である。 c：全体的な完成度が適切である。 d：全体的な完成度が劣っている。			
該当項目が90%以上	・・・ a	①「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。	
該当項目が80%以上90%未満	・・・ b	②削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率（%）計算の値で評価する。	
該当項目が80%未満	・・・ c	③評価値（ ）% = (評価数/対象評価項目数) × 工事比率 × 100 ④評価対象項目数が2項目以下の場合、全て該当してもc評価とする。	
	評価＝	項	項目 %

※1. 全体的な仕上がり状態、機能を評価する。

※2. 出来ばえの評価は、全体的な仕上がり状態、形状、配置及び関連工事との調和、目的物としての機能などについて、観察、計測等により技術的な評価を行う。

調査項目	細 別	対象	評価対象項目
3. 出来形及び 出来ばえ	Ⅲ. 出来ばえ 暖冷房衛生設備工事 機械設備工事	<input type="checkbox"/>	①きめ細やかな施工がなされている。
		<input type="checkbox"/>	②関連工事（工種）又は既存部分との調整がなされ、調和が良い仕上がりである。
		<input type="checkbox"/>	③機器又はシステムとして、運転状態が正常であり、性能が優れている。
		<input type="checkbox"/>	④環境負荷低減への対策が優れている。
		<input type="checkbox"/>	⑤運転操作及び保守点検等の容易さを確保するため配慮がなされている。
		<input type="checkbox"/>	⑥その他 理由：
			(減点) 該当すればd評価とする。 <input type="checkbox"/> 出来ばえが劣っている。
評価			
a：全体的な完成度が優れている。 b：全体的な完成度が良好である。 c：全体的な完成度が適切である。 d：全体的な完成度が劣っている。			
該当項目が90%以上	・・・ a	①「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。	
該当項目が80%以上90%未満	・・・ b	②削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率（%）計算の値で評価する。	
該当項目が80%未満	・・・ c	③評価値（ ）% = (評価数/対象評価項目数) × 工事比率 × 100 ④評価対象項目数が2項目以下の場合、全て該当してもc評価とする。	
	評価＝	項	項目 %

※1. 機械設備工事とは、エレベーター、エスカレーター設備工事等の建設業法における機械器具設置工事をいう。

※2. 全体的な仕上がり状態、機能の評価する。

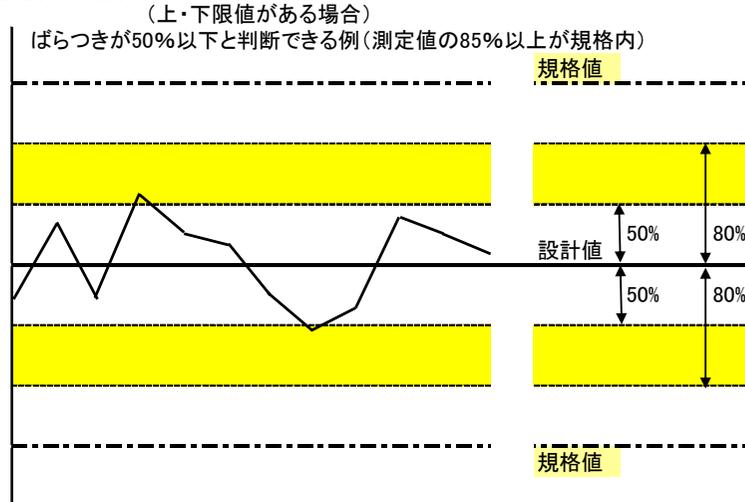
※3. 出来ばえの評価は、全体的な仕上がり状態、形状、配置及び関連工事との調和、目的物としての機能などについて、観察、計測等により技術的な評価を行う。

調査項目	細 別	対象	評価対象項目
3. 出来形及び 出来ばえ	Ⅲ. 出来ばえ 解体工事	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> ①埋め戻しや整地の状況がよい。 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> ②施工管理記録等から不可視部分の出来ばえの良さがうかがえる。 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> ③解体残材は良好に除去され、ガラ等が残存していない。 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> ④解体部分と周囲の敷地との取り合いが適切に施工されている。 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> ⑤残存する構造物に損傷がなく取り合い部の施工が良好である。 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> ⑥その他 理由：	
		(減点) 該当すれば d 評価とする。 <input type="checkbox"/> 出来ばえが劣っている。	
評価			
a : 全体的な完成度が優れている。 b : 全体的な完成度が良好である。 c : 全体的な完成度が適切である。 d : 全体的な完成度が劣っている。			
該当項目が 90%以上 該当項目が 60%以上 90%未満 該当項目が 60%未満	・ ・ ・ ・ a ・ ・ ・ ・ b ・ ・ ・ ・ c	①「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。 ②削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率 (%) 計算の値で評価する。 ③評価値 ()% = (評価数 / 対象評価項目数) × 100	
	評価 =	項	項目 %

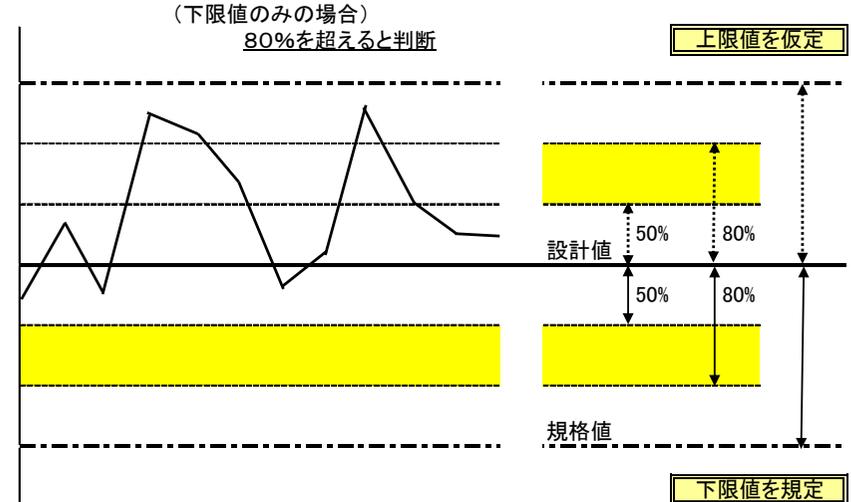
【記入方法及び留意事項】

1. 出来形及び品質のばらつきの考え方

〔管理図の場合〕



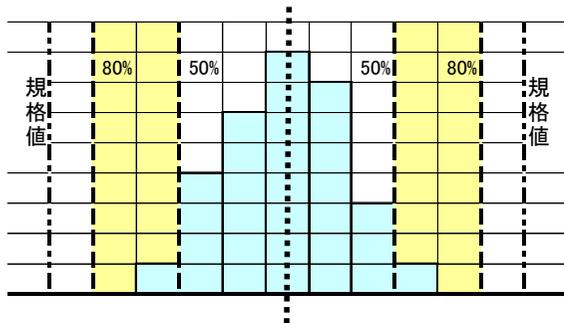
※ 打点数が少なく、ばらつきの判断ができない場合は評価対象項目で評価する。



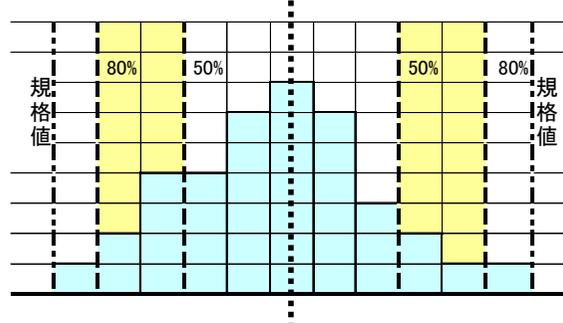
※ 上限値のない場合のばらつきの考え方は、下限値と同様な値があるものと仮定し、ばらつきを考慮する。

〔度数表または、ヒストグラムの場合〕

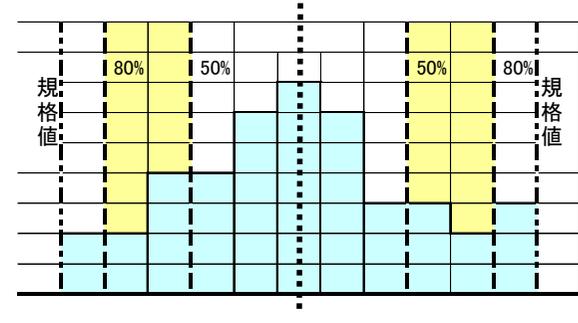
概ね50%以下と判断



概ね80%以下と判断

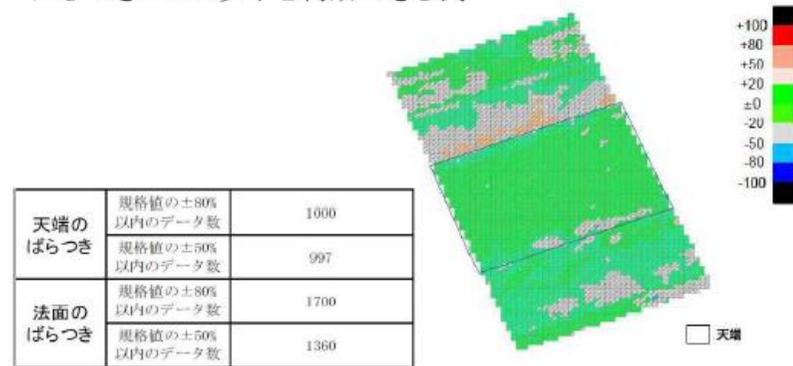


80%を超えると判断



③ICT活用工事の例

出来形合否判定総括表の分布図や計測点の個数によりばらつきを判断
ばらつきが50%以下と判断できる例



$$\left[\begin{array}{ll} \text{全データ数} & \text{天端} \quad 1,000 \text{ 点} \\ & \text{法面} \quad 1,700 \text{ 点} \end{array} \right]$$

2. 多工種複合工事の取り扱い

- (1) 工事全体の中から主たる工種で評定することとし、金額ベースで70%以上を占める工種を適用する。
- (2) 1工種で70%に満たない場合は、複数工種で考査することとするが、上位2工種に留める。
- (3) 複数工種で考査する場合でも、検査対象に重要構造物がある場合は、これを優先し上位2工種に取り込む。
- (4) 2工種で評価が分かれた場合は、低い工種で代表させる。(バランスがとれていることが高い評価の条件)
- (5) 中間、出来形、完成のすべての検査で当該工事の主たる工種で評定するものとする。なお、中間、出来形検査時の評定に当たって上位2工種の進捗が少ないなど、評定することが不適当な場合は評定しないことが出来る。この場合は、4号様式の所見欄にその理由を記すと共に、後の検査時の評定のため必要に応じて、「考査項目別運用表」の品質及び出来ばえについての可能な範囲の記入を行い、4号様式に添付する。
- (6) 「品質」、「出来ばえ」とも考査項目の追加は認めない。又、不要項目については適宜削除する。
- (7) コンクリート橋は、プレテンション桁等、工場で製作される構造物も対象とする。

3. コンクリート構造物のクラックについて

- (1) クラックが発生した構造物では「進行性または有害なクラックがなく、発生したクラックに対しては有識者等の意見に基づく処置をしている」等が見られたら、C評価とする。
- (2) 「進行性または有害なクラックがある」場合、無処理の場合は、状況に応じて、dまたはe評価とする。

4. その他

- (1) 「施工プロセス」チェックリストを活用して、評定を行う。
- (2) 「5. 創意工夫」「6. 社会性等」は、受注者から提出された実施状況に関する書類を活用して、評定を行う。
- (3) 考査項目別運用表の内、新たな工種を作成使用するときは、本庁各検査室に協議すること。

「施工プロセス」のチェックリスト

事務所名： _____
 監督員名： _____

1. 工事名 _____ 工事 _____
2. 工期 平成 年 月 日～平成 年 月 日
3. 施工業者 _____

- ①「施工プロセス」チェックリストは、共通仕様書、契約書等に基づき、施工に必要なプロセスが適切に施工されているかを監督職員等が確認する。
- ②チェック欄では、書類もしくは現場等で確認した月日、及びその内容がOKであれば□にレマークを記入し、OKでなければ、備考欄に改善通知、改善指示及びその是正状況等を記入する。
- ③用語の定義については、契約後：当初契約後、変更後：工期内に行う契約変更後とする。
- ④当該工事に必要な「確認項目」、「チェックリスト」は適宜追加し作成すること。
- ⑤1000万円未満の工事については、チェックリストを省略することができる。

(1/4)

審査項目	細別	確認項目	チェックリスト一覧表 (チェックの目安)	チェック時期 (指示事項)													備考 (指示事項及びその是正状況等)		
				着手前	施工中													完成時	
1	I 施工体制一般	○契約工程表	・契約締結の14日以内に、契約工程表が提出された。 (契約後、変更後)	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □		
		○工事カルテ	・事前に監督職員の確認を受け、契約締結後等の10日以内に登録機関に申請した。 (契約後、変更後、完成時)	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	
		○品質証明	・品質証明員の資格(身分及び経歴)が適正である。また、品質証明員に関する資料を書面で提出した。 (契約後、変更後)	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	
			・工事途中及び検査時の事前に品質確認を行い、その結果を所定の様式により提出した。 (検査の前等)	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	
			・品質証明は、出来高、品質及び写真管理等、工事全般にわたり適切(数量も含む)に実施した。 (品質証明実施時)	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	
		○建設業退職金共済制度等	・掛金収納書の写しを契約締結後1ヶ月以内に提出した。 (契約後、増額変更後)	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	
			・「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」の標識が現場に掲示している。 (施工時1回程度)	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	
			・労災保険関係の項目が現場の見やすい場所に掲示している。 (施工時1回程度)	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	
			・建設業退職金共済証紙の配布を受け払い簿等により適切に管理している。 (施工時適宜)	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	
		○施工体制台帳 施工体系図	・施工体制台帳を現場に備え付け、かつ、同一のものを提出した。 (施工時の当初、変更時)	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	
			・施工体制台帳に下請負契約書(写)及び再下請負通知書を添付している。 (施工時の当初、変更時)	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	
			・施工体制台帳に、下請負金額を記入している。 (施工時の当初、変更時)	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	

検査項目	細別	確認項目	チェックリスト一覧表 (チェックの目安)	チェック時期 (指示事項)													備考 (指示事項及びその是正状況等)		
				着手前	施工中													完成時	
1 施工体制	I 施工体制一般	○施工体制台帳 施工体系図 (続き)	・施工体系図を現場の工事関係者及び公衆の見やすい場所に掲げている。 (施工時の当初、変更時)	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □			
			・施工体系図に記載のない業者が作業していない。 (施工時1回/月程度)	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □		
			・施工体系図に記載されている主任技術者及び施工計画書に記載されている技術者が本人である。(施工時の当初、変更時)	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	
			・元請負人がその下請工事の施工に実質的に関与している。(施工時の当初、変更時)	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	
	○建設業許可標識	・建設業許可を受けたことを示す標識を公衆の見やすい場所に設置し、監理技術者を正しく記載している。(施工時1回程度)	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □			
	II 配置技術者/現場代理人・管理技術者・主任技術者	○現場代理人	・現場代理人は、現場に常駐している。 (施工時1回/月程度)	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □			
			・現場代理人は、監督職員との連絡調整及び対応を書面で行っている。(施工時適宜)	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □		
		○専門技術者の配置	・専門技術者を専任し、配置している。 (施工計画時、施工時適宜)	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □		
		○作業主任者の選任	・作業主任者を選任し、配置している。 (施工計画時、施工時適宜)	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □		
		○監理技術者(主任技術者)の専任制	・資格者証の内容を確認した。(着手前)	(/) □															
・配置予定技術者、通知による監理技術者、施工体制台帳に記載された監理技術者と監理技術者証に記載された技術者及び本人が同一であった。 (着手前)			(/) □																
・現場に常駐していた。 (施工時1回/月程度)			(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □				
・施工計画や工事に係る工程、技術的事項を把握し、主体的に係わっていた。 (施工時、打合せ時)			(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □			
○現場技術者	・施工に先立ち、創意工夫又は提案をもって工事を進めている。 (施工時適宜)		(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □				
○下請負者の把握	・現場技術員との対応が適切である。 (施工時適宜)		(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □				
		・下請負者が千葉県工事指名競争参加資格者である場合には、指名停止期間中でない。 (施工時適宜)		(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □			

検査項目	細別	確認項目	チェックリスト一覧表 (チェックの目安)	チェック時期 (指示事項)												備考 (指示事項及びその是正状況等)	
				着手前	施 工 中												完成時
2 施工状況	I 施工管理	○設計図書の照査等	・契約書第19条第1項第1号から第5号に係わる設計図書の照査を行っている。 (着手前、施工時適宜)	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □		
			・現場との相違事実がある場合、その事実が確認できる資料を書面により提出して確認を受けた。 (着手前、施工時適宜)	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □
	○施工計画書	・施工(変更を含む)に先立ち、提出した。 (着手前、変更時)	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	
		・記載内容と現場施工方法と一致している。 (施工時適宜)	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	
		・記載内容(作業手順書等)と現場施工体制が一致している。 (施工時適宜)	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	
		・記載内容が、設計図書・現場条件等を反映している。 (着手前、変更時)	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	
	○施工管理 ・工事材料管理	・工事材料の資料の整理及び確認がされ、管理している。 (施工時適宜)	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	
		・品質管理確保のための対策など施工に関する工夫を書面で確認できる。 (施工時適宜)	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	
		・日常の出来形、品質管理が書面にて確認できる。 (施工時適宜)	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	
		・電子納品に係る事前協議に基づき、電子成果品が作成され、正副本共に必要な対応がされている。 (着手前・施工時適宜・完成時)	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □
	・イメージアップ	・特記仕様書等に定められた事項や独自の取り組み又、地域等より評価されるものがある。 (施工時適宜)	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	
		○検査(確認を含む)及び立会い等の調整	・監督員の立会いにあたって、あらかじめ立会願を提出している。 (施工時適宜)	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	
			・段階確認の確認時期が、適切である。 (施工時適宜)	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	
	○工事の着手	・工事開始日後、30日以内に工事に着手した。 (着手時)	(/) □														
	○建設副産物及び建設廃棄物	・請負者は、産業廃棄物管理票(マニフェスト)により適正に処理されていることを確認し、監督職員に提示した。 (施工時適宜)	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	
		・再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を所定の様式に基づき作成し、施工計画書に含め提出した。 (着手前・施工時)	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	
	○指定建設機械類の確認	・指定建設機械(排出ガス対策型・低騒音型・低振動型建設機械)を使用している。 (施工時1回程度)	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	
	○環境に配慮した資材	・環境に配慮した資材を使用している。 (溶融スラグ、エコセメント、間伐材の利用促進、熱帯木材型枠の低減) (施工時適宜)	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	

検査項目	細別	確認項目	チェックリスト一覧表 (チェックの目安)	チェック時期 (指示事項)												備考 (指示事項及びその是正状況等)	
				着手前	施 工 中												完成時
					(/) (□)												
2 施工状況	II 工程管理	○工程管理	・フォローアップ等を実施し、工程の管理を行っている。 (施工時適宜)	(/) (□)													
			・現場条件変更への対応、地元調整を積極的に行い、その結果を書類で提出した。 (施工時適宜)	(/) (□)													
			・作業員の休日の確保を行った記録が整理されている。 (施工時適宜)	(/) (□)													
	III 安全対策	○安全活動	・災害防止協議会等を設置し、活動記録がある。 (施工時適宜)	(/) (□)													
			・店社パトロールを実施し、記録がある。 (施工時 1回/月程度)	(/) (□)													
			・安全・訓練等を実施し、記録がある。 (施工時適宜)	(/) (□)													
			・安全巡視、TBM、KY 等を実施し、記録がある。 (施工時適宜)	(/) (□)													
			・新規入場者教育を実施し、記録がある。 (施工時適宜)	(/) (□)													
			・過積載防止に取り組んでいる記録がある。 (施工時適宜)	(/) (□)													
			・使用機械、車輛等の点検整備等が管理され、記録がある。 (施工時 1回/月程度)	(/) (□)													
			・重機操作で、誘導員配置や重機と人との行動範囲の分離措置がなされた点検記録等がある。 (施工時適宜)	(/) (□)													
			・山留め、仮締切等の設置後の点検及び管理の記録がある。 (施工時適宜)	(/) (□)													
・足場や支保工の組立完了時や使用中の点検及び管理がチェックリスト等により実施され、記録がある。 (施工時適宜)	(/) (□)	(/) (□)	(/) (□)	(/) (□)	(/) (□)	(/) (□)	(/) (□)	(/) (□)	(/) (□)	(/) (□)	(/) (□)	(/) (□)	(/) (□)				
IV 対外関係	○関係機関等	・関係官公庁等の関係機関との折衝及び調整をした記録がある。 (着手前・施工時適宜)	(/) (□)	(/) (□)	(/) (□)	(/) (□)	(/) (□)	(/) (□)	(/) (□)	(/) (□)	(/) (□)	(/) (□)	(/) (□)	(/) (□)			
		・地元住民等との施工上必要な交渉、工事の施工に関する苦情対応を適切に行い記録がある。 (着手前・施工時適宜)	(/) (□)	(/) (□)	(/) (□)	(/) (□)	(/) (□)	(/) (□)	(/) (□)	(/) (□)	(/) (□)	(/) (□)	(/) (□)	(/) (□)	(/) (□)		
		・隣接工事又は施工上密接に関連する工事の請負業者と相互に協力を行っている記録がある。 (着手前・施工時適宜)	(/) (□)	(/) (□)	(/) (□)	(/) (□)	(/) (□)	(/) (□)	(/) (□)	(/) (□)	(/) (□)	(/) (□)	(/) (□)	(/) (□)			

「施工プロセス」チェックリスト(営繕工事)

1. 工事名 _____

所属名: _____

2. 工期 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日

監督員名: _____

3. 請負者名 _____

- ①「施工プロセス」チェックリストは、標準仕様書、契約書等に基づき、施工に必要なプロセスが適切に管理されているかを監督職員等が確認する。
- ②チェック欄には書類もしくは現場等で確認した月日を、その内容が適切であれば□にレマークを記入する。(必要に応じて指示事項等を記入してもよい。)備考欄には指示事項、是正状況、取り組み状況等を記入する。
- ③用語の定義については、契約後:当初契約後、変更後:工期内に行う契約変更後とする。
- ④当該工事に必要な「確認項目」、「チェックリスト」は適宜追加し作成すること。
- ⑤1000万円未満の工事については、チェックリストを省略することができる。

(1/3)

考 査 項 目	細 別	確認項目	チェックリスト一覧表 (チェックの目安)	チェック欄 (指示事項等)							備 考	
				着手前	施 工 中							完成時
1 施 工 体 制 一 般	I	○品質・安全管理体制	・品質及び安全計画に見合う管理体制が確立されている。 (施工計画書提出時)		(/) □							
		○建設業退職金共済制度	・掛金収納書の写しを契約締結後1ヶ月以内に提出した。 (契約後、増額変更後)	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	
			・建設業退職金共済証紙の配布を受け払い簿等により適切に管理している。 (施工中適宜)		(/) □							
			・「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」の標識を現場に掲示している。 (施工中1回程度)		(/) □							
		○労働保険関係成立票	・労働保険関係成立票を工事現場の見やすい場所に掲示している。 (施工中1回程度)		(/) □							
		○建設業許可標識	・建設業法に定められた標識を正しく記載し、公衆の見やすい場所に設置している。 (施工中1回程度)		(/) □							
		○施工体制台帳、施工体系図又は作業分担に関する資料	・施工体制台帳及び施工体系図を現場に備え付け、かつ、同一のものを提出した。 (施工時の当初、変更時)		(/) □							
		・施工体制台帳に下請負契約書等(写)(再下請負業者を含む。)を添付している。 (施工時の当初、変更時)		(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □		
		・施工体制台帳及び添付書類の「健康保険等加入状況」に、加入又は適用除外と記載している。 (施工時の当初、変更時)		(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □		
		・施工体系図を現場の工事関係者及び公衆の見やすい場所に掲げている。 (施工時の当初、変更時)		(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □		
		・元請負人がその下請工事の施工に実質的に関与している。(下請工事がある全ての工事に適用する。) (施工時の当初、変更時)		(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □		

「施工プロセス」チェックリスト(営繕工事)

審査項目	細別	確認項目	チェックリスト一覧表 (チェックの目安)	チェック欄 (指示事項等)								備考	
				着手前	施工中						完成時		
1	II 施工体制	○工事実績情報	・事前に監督職員の確認を受け、契約締結後等の10日以内(祝日を除く)に登録機関に申請し、登録されることを証明する資料を、監督職員に提出した。(契約後、変更後、完成時)	(/) <input type="checkbox"/>									
		○現場代理人	・現場に常駐している。(ただし常駐義務緩和適用の場合を除く。) (施工中 1回/月程度)		(/) <input type="checkbox"/>								
			・監督職員への通知、報告、申出等を書面で行っている。 (施工時適宜)		(/) <input type="checkbox"/>								
		○監理技術者(主任技術者)(監理技術者補佐)の専任制等	・技術者としての要件が資格者証等により確認できた。 (着手前)	(/) <input type="checkbox"/>									
			・配置予定技術者又は主任技術者等選任通知に記載されている技術者が本人と同一であった。 (着手前)	(/) <input type="checkbox"/>									
			・工事実績情報登録において重複が無く、現場に専任している。 (ただし特例監理技術者を除く) (施工中 1回/月程度)		(/) <input type="checkbox"/>								
			・施工計画や工事に係る工程、技術的事項を把握し、主体的に係わっていた。 (施工中、打合せ時)		(/) <input type="checkbox"/>								
1	主任技術者)	○専門技術者の配置	・専門技術者を選任し、配置している。 (施工計画時、施工中適宜)		(/) <input type="checkbox"/>								
		○作業主任者の選任	・作業主任者を選任し、配置している。 (施工計画時、施工中適宜)		(/) <input type="checkbox"/>								
		○下請負者の把握	・下請負者が千葉県工事指名競争参加資格者である場合には、指名停止期間中でない。 (施工中適宜)		(/) <input type="checkbox"/>								
2	I 施工状況	○設計図書の照査等	・工事請負契約書第19条第1項第1号から第5号に係わる設計図書の照査を行っている。 (着手前、施工中適宜)	(/) <input type="checkbox"/>									
			・現場との相違事実がある場合、その事実が確認できる資料を書面により提出して確認を受けた。 (着手前、施工中適宜)	(/) <input type="checkbox"/>									
		○施工計画書	・施工に先立ち、設計図書等の内容を反映したものを提出した。 (着手前、変更時)	(/) <input type="checkbox"/>									
			・記載内容と現場施工方法が一致している。 (施工中適宜)		(/) <input type="checkbox"/>								
		○施工管理 ・建築材料、機材の管理	・建築材料、機材に関する資料の整理及び確認がなされている。 (施工中適宜)		(/) <input type="checkbox"/>								
	・出来形、品質管理	・日常の出来形、品質管理が適時、的確に行われている。 (施工中適宜)		(/) <input type="checkbox"/>									
	○建設副産物及び建設廃棄物	・受注者は、産業廃棄物管理票(マニフェスト)により適正に処理されていることを確認し、監督職員に提示した。 (施工中適宜)		(/) <input type="checkbox"/>									
		・再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を所定の様式に基づき作成し、施工計画書に含め提出した。 (施工中適宜)	(/) <input type="checkbox"/>	(/) <input type="checkbox"/>	(/) <input type="checkbox"/>	(/) <input type="checkbox"/>	(/) <input type="checkbox"/>	(/) <input type="checkbox"/>	(/) <input type="checkbox"/>	(/) <input type="checkbox"/>			

「施工プロセス」チェックリスト(営繕工事)

考 査 項 目	細 別	確認項目	チェックリスト一覧表 (チェックの目安)	チェック欄 (指示事項等)							完成時	備 考
				着手前	施 工 中							
II 工 程 管 理 施 工 状 況	○工程管理	・施工前に各種工程表を提出している。 (着手前、施工中適宜)	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □		
		・工程の把握に努め、必要に応じ、フォローアップを行っている。 (施工中適宜)		(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	
III 安 全 対 策	○安全活動	・安全活動を実施し、記録がある。(必要に応じ、以下の内容をチェックする。) ①災害防止協議会等(施工中適宜) ②店社パトロール(施工中1回/月程度) ③安全教育、訓練等(施工中適宜) ④安全巡視、TBM、KY等(施工中適宜) ⑤新規入場者教育(施工中適宜)		(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □		
		○仮設備点検等	・仮設備点検等を実施し、記録がある。(必要に応じ、以下の内容をチェックする。) ①過積載防止対策(施工中適宜) ②機械・車両等点検整備等(施工中1回/月程度) ③重機操作時安全点検記録等(施工中適宜) ④山留め、仮締切等の点検及び管理記録(施工中適宜) ⑤足場、支保工の組立完了時・使用中の点検及び管理記録(施工中適宜)		(/) □							
IV 対 外 関 係	○関係機関等	・関係機関等との調整等を実施し、記録がある。(必要に応じ、以下の内容をチェックする。) ①関係官署(施工中適宜) ②近隣住民・入居官署等(施工中適宜) ③関連工事等(施工中適宜)	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □		

工事成績評定採点をする上で評定点の標準については下記による。

評 定 点 の 標 準

評定点の標準値	評 価 の 標 準	
80点以上	<ul style="list-style-type: none"> 他の模範となる優秀な工事 (所見例:優秀・模範・特に良い)	
75～80点未満	標準的工事	<ul style="list-style-type: none"> 標準的工事の中で優秀なもの。 (所見例:良好)
65～75点未満		<ul style="list-style-type: none"> 標準的な工事 (所見例:概ね良好)
65点未満	<ul style="list-style-type: none"> 今後改善すべき事項がある工事 	

工事成績評定等実施要領第5（4）の規定による工事における創意工夫等実施状況の受注者からの提出について

- 第1 工事成績評定等実施要領 第5（4）に基づき、工事における「創意工夫」「社会性等」に関して、受注者は当該工事について別添様式により提出することができるものとする。
- 第2 工事の発注に当たっては、別紙「特記仕様書記載例」を参考に、特記仕様書に提出することができる旨を記載するものとする。
- 第3 提出された内容は、工事の成績評定に当たって適切に反映させるものとする。

附則 平成24年4月1日から施行する。

別添様式（土木工事）

創意工夫・社会性等に関する実施状況

工事名	受注者名	
項目	評価内容	実施内容
<input type="checkbox"/> 創意工夫 自ら立案実施した創意工夫や技術力	<input type="checkbox"/> 施工	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施工に伴う器具、工具、装置等の工夫 ・ コンクリート二次製品等の代替材の適用 ・ 施工方法の工夫、施工環境の改善 ・ 仮設備計画の工夫 ・ 施工管理の工夫 ・ ICT（情報通信技術）の活用等
	<input type="checkbox"/> 品質	<ul style="list-style-type: none"> ・ 土工、設備、電気の品質向上の工夫 ・ コンクリートの材料、打設、養生の工夫 ・ 鉄筋、コンクリート二次製品等使用材料の工夫 ・ 配筋、溶接作業等の工夫等
	<input type="checkbox"/> 安全衛生	<ul style="list-style-type: none"> ・ 安全衛生教育・講習会・パトロール等の工夫 ・ 仮設備の工夫 ・ 作業環境の改善 ・ 交通事故防止の工夫 ・ 環境保全の工夫等
<input type="checkbox"/> 社会性等 地域社会や住民に対する貢献	<input type="checkbox"/> 地域への貢献等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 周辺環境への配慮 ・ 現場環境の周辺地域との調和 ・ 地域住民とのコミュニケーション ・ 災害時など地域への支援・行政などによる救援活動への協力等

1. 該当する評価内容の項目の□にレ点マークを記入する。
2. 具体的内容の説明として、写真・ポンチ絵等を別紙説明資料に整理する。

別添様式（公共建築工事）

創意工夫・社会性等に関する実施状況

工事名	受注者名	
項目	評価内容	実施内容
<input type="checkbox"/> 創意工夫 自ら立案実施した創意工夫や技術力	<input type="checkbox"/> 準備・後片付け	・測量・位置出し・現地調査方法における工夫等
	<input type="checkbox"/> 施工	・施工に伴う器具、工具、装置等の工夫 ・工場加工製品等による廃棄物の減少、リサイクルへの取組み ・施工方法の工夫 ・施工管理の工夫 ・工期短縮等の工夫 ・既存施設・近隣等に対する工夫等
	<input type="checkbox"/> 品質	・躯体工事の品質管理の工夫 ・検査・試験・品質記録方法に関する工夫等
	<input type="checkbox"/> 安全衛生	・安全衛生教育、講習会、パトロール等の工夫 ・仮設備等の工夫 ・作業環境の改善 ・交通事故防止の工夫 ・改修工事における既存施設利用者等に対する安全対策の工夫等
	<input type="checkbox"/> 施工管理	・出来形管理、施工計画書、写真記録等に関する工夫等
<input type="checkbox"/> その他		
<input type="checkbox"/> 社会性等 地域社会や住民に対する貢献	<input type="checkbox"/> 地域への貢献等	・周辺環境への配慮 ・現場環境の周辺地域との調和 ・地域住民とのコミュニケーション ・災害時などに地域への救援活動等の協力等

1. 該当する評価内容の項目の□にレ点マークを記入する。
2. 具体的内容の説明として、写真・ポンチ絵等を別紙説明資料に整理する。

創意工夫・社会性等に関する実施状況（説明資料）

工 事 名			／
項 目		評価内容	
実施内容			
(説 明)			
(添付図)			

説明資料は簡潔に作成するものとし、必要に応じて別葉とする。

「特記仕様書記載例」

受注者は、工事施工において、自ら立案実施した創意工夫に関する項目、または地域社会への貢献として評価できる項目に関する事項について、工事完了時までに所定の様式により提出することができる。

工事成績評定結果公表要領

1. 公表の目的

公共事業の執行について、公共工事の適正な施工を確保するために工事成績評定結果を公表する。

2. 公表の内容

- (1) 請負代金額五百万円以上の工事を対象とする。
- (2) 受注者宛工事検査結果通知書（別記第7号様式）の写し

3. 公表方法及び場所

(1) 公表方法

公表の方法は閲覧方式とする。

書式は別添の通りとする。

(2) 公表場所

発注機関の閲覧所を原則とする。

(3) 公表時期

結果通知後速やかに公表するものとする。

(4) 公表期間

検査を実施した年度とその翌年度の末日までとする。

(5) 公表時間

開庁時間（本庁及び出先機関の執務時間に関する規則による）を原則とする。

(6) 公表資料の管理・保管

公表資料の管理・保管は、各機関の係員（各機関の長が指名した職員とする。）が行うものとする。

閲覧時における公表資料の貸し出し、複写等を行わないものとする。

閲覧しようとする者は、閲覧申請簿に必要事項を記載し、係員の承認を得て行うものとする。

附則

(施行期日)

この要領は、平成15年4月1日から適用する。

この要領は、平成23年7月5日から適用する。

この要領は、平成24年4月1日から適用する。

この要領は、平成30年4月1日から適用する。

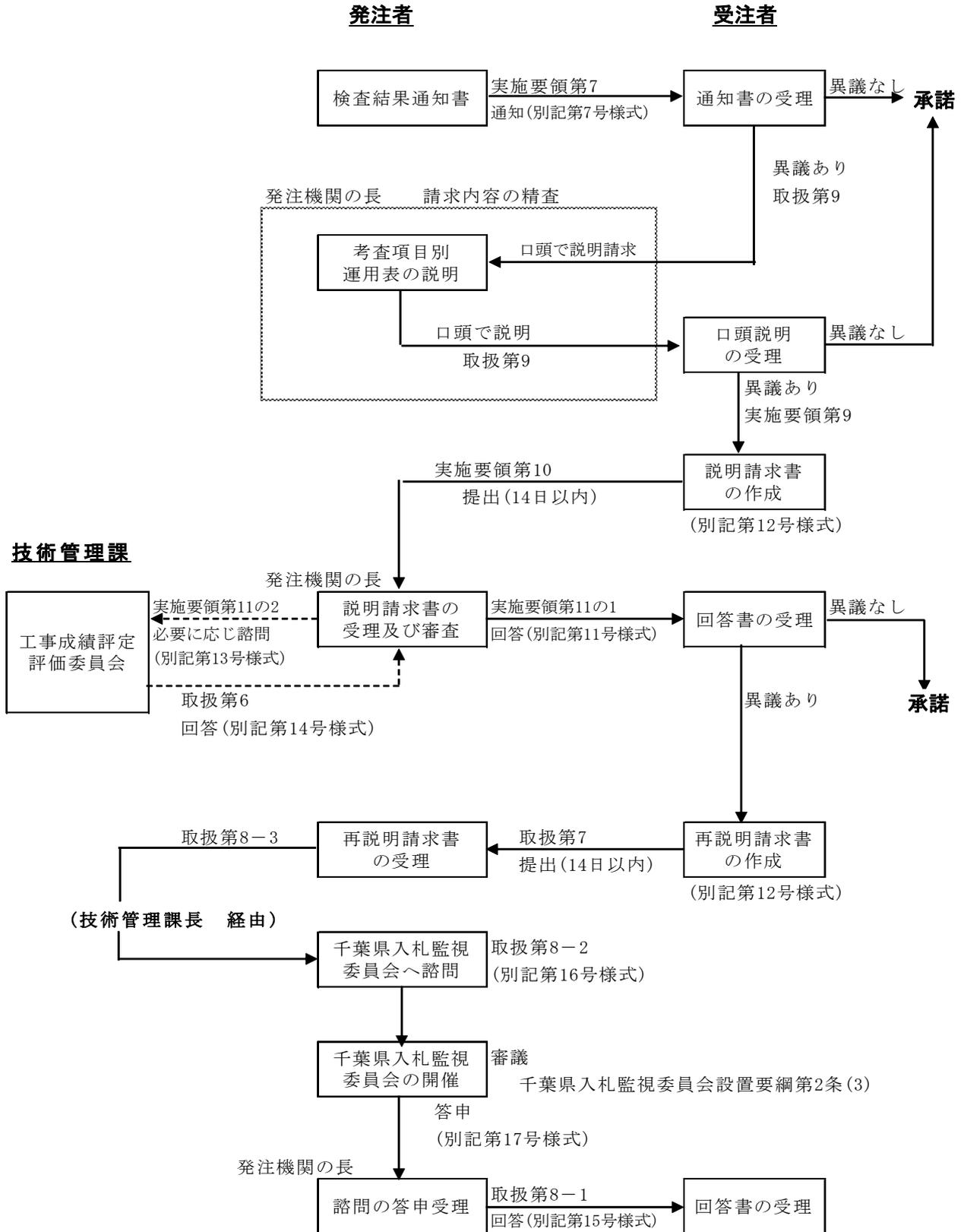
工事成績評定等実施要領の第9及び第10の規定による
説明請求等の取扱について

- 第1 本運用は、「工事成績評定等実施要領」に定める工事成績評定等に対して、説明請求の申し出があったときの対応を円滑に進めることを目的とし、その手続きを以下のとおり定めるものとする。
- 第2 発注機関の長は、受注者から工事成績評定等実施要領（以下「要領」という。）第9、第10の規定による書面（別記第12号様式）により説明を求められた場合は、これを受理するものとする。
- 第3 発注機関の長は、前項による説明請求を受理した場合は千葉県情報公開条例第7条に規定する開示請求がなされたものとみなし、要領第11条の1の規定により別記第4号様式の工事成績評定表、工事成績採点の考査項目別運用表、「施工プロセス」のチェックリストの写しを添付し、別記第11号様式により速やかに回答するものとする。
なお 対応者は、発注機関の長が指名するもの（評定者以外の者が望ましい）をあてるものとする。
- 第4 第3に定める回答にあたっては、要領第11条の2の規定により工事成績評定評価委員会に意見を求めることができる。（別記第13号様式）
- 第5 工事成績評定評価委員会の委員長は、発注機関の長から受注者の評定点等について意見を求められた時は、「工事成績評定評価委員会規則」第4条の規定により、速やかに委員会を招集するものとする。
- 第6 工事成績評定評価委員会は、受注者の工事成績評定点等についての意見の回答内容を審議し、発注機関の長に別記第14号様式により回答するものとする。
- 第7 第3の回答を受けた受注者は、回答を受けた日から起算して14日以内に書面（別記第12号様式）により、発注機関の長に再説明を求めることができるものとする。
- 第8 再説明を求められた発注機関の長は、別記第15号様式により回答するものとする。
2 回答にあたっては、「千葉県入札監視委員会」の審議を経てから回答するものとする。
3 発注機関の長は、「千葉県入札監視委員会」に諮問する場合には、別記第16号様式により県土整備部技術管理課長を経由して千葉県入札監視委員会委員長に依頼するものとする。
- 第9 発注機関の長は、必要と認めた場合は受注者に対し工事成績評定点等について、要領の手続きに入る前に、十分な説明及び指導をするものとする。

附則 平成24年4月1日から施行する。

【参考】

成績評定結果に関する説明請求及び再説明請求の手続き



工事成績評定評価委員会規則

第1（目的）

本規則は、工事成績評定等実施要領第11の2に規定されている工事成績評定評価委員会（以下「委員会」という。）の設置等に関して必要な事項を定めるものである。

第2（委員会の業務）

委員会は、次の事項について審議するものである。

- (1) 千葉県が契約した工事で、工事成績評定等実施要領に基づき通知された評定点について、受注者が説明を求めた場合の回答。
- (2) 工事成績評定の通知に係る事項。

第3（委員会の委員及び組織）

委員会の委員は、別紙の者から指名により構成する。

- 2 委員長は、県土整備部技術管理課長とする。
- 3 委員長に事故あるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

第4（委員会の招集）

委員会は、委員長が必要と認めた場合、委員長が召集する。

- 2 委員会の委員は、別紙の者から必要に応じて委員長が指名する。
- 3 委員長は、必要に応じて別紙の者以外からも委員を指名することができる。

第5（事務局）

委員会の事務局は、県土整備部技術管理課に置く。

附則 この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附則 この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附則 この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附則 この規則は、平成24年4月1日から施行する。

別 紙

各部局委員

- (1) 農林水産部耕地課長
- (2) 農林水産部水産局漁港課長
- (3) 県土整備部技術管理課長
- (4) 県土整備部建設・不動産業課長
- (5) 県土整備部道路計画課長
- (6) 県土整備部河川整備課長
- (7) 県土整備部港湾課長
- (8) 県土整備部営繕課長
- (9) 県土整備部都市整備局下水道課長
- (10) 県土整備部都市整備局住宅課長
- (11) 水道局管理部財務課長
- (12) 水道局技術部計画課長
- (13) 企業庁管理・工業用水部財務課長
- (14) 企業庁管理・工業用水部工業用水課長
- (15) 企業庁地域整備部事業調整推進課長
- (16) 教育庁企画管理部財務施設課長
- (17) 警察本部総務部会計課長
- (18) 当該工事担当主務課長
- (19) 当該工事担当出先機関の長
- (20) 県土整備部技術管理課土木検査室長
- (21) 県土整備部技術管理課建築・設備検査室長
- (22) 県土整備部技術管理課農林検査室長

千葉県建設工事検査要綱等検討委員会設置要綱

(目的)

第1 建設工事の厳正かつ効率的な検査を実施するための基準となる「千葉県建設工事検査要綱」について、改善すべき事項を検討し一層の適正な運用を図るため、千葉県建設工事検査要綱検討委員会（以下、「委員会」という）を設置する。

(所掌事務)

第2 委員会は、千葉県建設工事検査要綱等の改善すべき事項を総合的に検討する。

(組織)

第3 委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は、技術管理課土木検査室長とする。

3 委員は、別記1に掲げる者とする。

4 委員長に事故あるときは、委員長が委員のうちから指名したものが、その職務を代理する。

5 委員会の会議は、委員長が招集し委員長が議長となる。

6 委員長は、委員会の運営に必要があると求めたときは、委員以外の出席を求めることができる。

(幹事会)

第4 委員会を円滑に運営するため、幹事会を置く。

2 幹事会は、幹事長及び幹事をもって組織する。

3 幹事長は、技術管理課土木検査室主幹とする。

4 幹事は、別記2に掲げる者とする。

5 幹事長に事故あるときは、幹事長が幹事のうちから指名したものが、その職務を代理する。

6 幹事会の会議は、幹事長が招集し幹事長が議長となる。

(事務局)

第5 委員会、幹事会の事務局は技術管理課土木検査室に置く。

(その他)

第6 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が別に定める。

附則 この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附則 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附則 この要綱は、平成28年12月20日から施行する。

附則 この要綱は、平成29年11月1日から施行する。

附則 この要綱は、令和3年3月1日から施行する。

千葉県建設工事検査要綱等検討委員会名簿

別記 1 委員会

職 名	氏 名	備 考
土木検査室長		委員長
建築・設備検査室長		
農林検査室長		
副課長		(技術企画・技術情報)
副課長		(建設リサイクル・技術審査)

別記 2 幹事会

職 名	氏 名	備 考
土木検査室 主幹		幹事長
建築・設備検査室 主幹		
農林検査室 主幹		
企画調整班長		
建設リサイクル推進班長		
技術情報班長		
技術審査班長		

千葉県請負工事監督検査事務処理要領

第1章 総 則

(通 則)

第1 千葉県の所掌する工事の請負契約の履行の監督及び検査の実施に関する事務の取扱いについては、地方自治法（以下「法」という。）、同施行令（以下「令」という。）、千葉県財務規則（以下「規則」という。）、千葉県建設工事適正化指導要綱（以下「指導要綱」という。）、千葉県建設工事検査要綱（以下「検査要綱」という。）、その他法令に定めるほか、この要領の定めるところによるものとする。

(監督及び検査の実施細目)

第2 契約担当者は、法第234の2第1項（契約の履行の確保）の規定により、契約の適正な履行を確保するために必要な監督（以下「監督」という。）及び規則第100条（検査調書の作成）の規定により、契約に係る給付の完了の確認（給付の完了前に代価の一部を支払う必要がある場合に行う出来形を含む。）をするために必要な検査（以下「検査」という。）の実施細目を以下に定める。

第2章 監 督

(監督の体制)

第3 監督は、契約担当者が締結した契約に係る確認を監督職員が行うものとする。

(監督業務の分類)

第4 監督業務は、監督総括業務、現場監督総括業務及び一般監督業務に分類するものとし、これらの業務の内容は、それぞれ次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 監督総括業務（総括監督員）

ア 工事請負契約書に基づく契約担当者の権限とされる事項のうち、契約担当者が必要と認めて委任したものの処理。

イ 契約の履行についての契約の相手方に対する必要な指示、承諾又は協議で重要なものの処理。

ウ 関連する2以上の工事監督を行う場合における工事の工程等の調整で重要なものの処理。

エ 工事の内容の変更、一時中止又は打切りの必要を認めた場合における当該措置を必要とする理由、その他必要と認める事項の契約担当者への報告。

オ 現場監督総括業務及び一般監督業務を担当する監督職員の指揮監督及び監督業務の掌理。

(2) 現場監督総括業務（主任監督員）

ア 契約の履行についての契約の相手方に対する必要な指示、承諾又は協議（重要なもの及び軽易なものを除く。）の処理。

イ 設計図、仕様書、その他の契約関係図書（以下「契約図書」という。）に基づく工事の実施のための詳細図等（軽易なものを除く。）の作成及び交付又は契約の相手方が作成したこれらの図書（軽易なものを除く。）の承諾。

ウ 契約図書に基づく工程管理、立会、工事の実施状況の検査及び工事材料の試験又は検査の実施（他の者に実施させて確認することを含む。以下同様。）で重要なものの処理。

エ 関連する2以上の工事の監督を行う場合における工事の工程等の調整（重要なものを除く。）の処理。

オ 工事の内容の変更、一時中止又は打切りの必要があると認めた場合における、当該措置を必要とする理由、その他必要と認める事項の監督総括業務を担当する監督職員に対する報告

カ 一般監督業務を担当する監督職員の指揮監督並びに現場監督総括業務及び一般監督業務の掌理

(3) 一般監督業務（監督員）

ア 契約の履行についての契約の相手方に対する必要な指示、承諾又は協議で軽易なものの処理。

イ 契約図書に基づく工事の実施のための詳細図等で軽易なものの作成及び交付、又は契約の相手方が作成したこれらの図書で軽易なものの承諾。

ウ 契約図書に基づく工程の管理、立会、工事の実施状況の検査及び工事材料の試験又は検査（立会確認）の実施。（重要なものを除く。）

エ 工事の内容の変更、一時中止又は打切りの必要があると認めた場合における当該措置を必要とする理由、その他必要と認める事項の現場監督総括業務を担当する監督職員に対する報告。

オ 第6条第3項の規定により任命された監督員にあつては、第6条第4項の規定により任命された監督員の指揮監督及び一般監督業務の掌理。

（監督職員の担当業務等）

第5 工事請負契約の監督を行う監督職員は、総括監督員、主任監督員及び監督員とし、それぞれ監督総括業務、現場監督総括業務及び一般監督業務を担当するものとする。

2 技術的条件を勘案し必要がないと認めるときは、前項の規定にかかわらず、総括監督員、総括監督員及び主任監督員又は監督員（主任監督員が置かれている場合に限る。）をそれぞれ置かないことができるものとし、総括監督員を置かない場合における主任監督員は監督総括業務を、総括監督員及び主任監督員を置かない場合における監督員は監督総括業務及び現場監督総括業務を、監督員を置かない場合における主任監督員は一般監督業務をそれぞれあわせて担当するものとする。

（監督職員の任命基準等）

第6 出先機関等における一般的な任命基準として、総括監督員は、当該工事を所掌する所属長を任命するものとする。

- 2 主任監督員には、所掌事務所等の工事を担当する課長職（支所長、出張所長、副主幹）を任命するものとする。
- 3 監督員には、所掌事務所等の工事担当者を任命するものとする。
- 4 所属長は、技術的条件を勘案し、特に必要があると認める場合は、第3項の規定にかかわらず、更に監督適任者を監督員に任命することができるものとする。

（監督職員の任命）

第7 監督職員の任命は、工事の請負契約ごとに行うものとする。

（契約の相手方への通知）

第8 契約担当者は、監督職員又は令第167条の15の規定により監督業務を委託した者の役職者及び氏名を契約ごとに、指導要綱の様式第11号による監督職員選任通知書により、契約の相手方に遅滞なく通知するものとする。これらの者に変更があった場合も同様とする。

（監督業務の技術基準）

第9 監督業務に必要な技術基準は、別に定めるものとする。

（監督に関する図書）

第10 監督職員は、次の各号に掲げる関係図書等（契約の相手方から提出された図書等を含む。）をそれぞれの監督業務に応じて工事打合簿等を作成し、経緯を明らかにしておくものとする。

- （1）工事の施工計画等に係る実施状況を記載した図書
- （2）契約の履行に係る工事履行報告及び工事工程表並びに工事打合簿等、協議事項（軽易なものを除く。）を記載した図書
- （3）工事の実施状況の検査又は工事材料の試験若しくは検査の事実を記載した図書
- （4）その他、監督業務に係る図書

第3章 検 査

（検査の種類）

第11 検査は、共通仕様書、千葉県建設工事検査要綱に基づくものとする。

2 検査監検査の種類は、次の各号のとおりとする。

- （1）完 成 : 完成検査、完成（確認）検査
- （2）出来形 : 出来形検査、出来形（部分引渡し）検査、打切り清算検査
- （3）中 間 : 中間検査、中間（部分使用）検査

附 則

この要領は、平成14年4月1日から適用する。

この要領は、平成21年4月1日から適用する。

建設工事監督技術基準

(目的)

第1条 この監督技術基準（以下「基準」という。）は、千葉県請負工事監督検査事務処理要領第9条（監督業務の技術基準）の規定により、千葉県の所掌する建設工事請負契約（以下「契約」という。）に係る監督業務の技術基準を定め、かつ監督業務の適正を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条

- (1) 「監督」… 契約図書における発注者の責務を適切に遂行するために、工事の施工状況の確認及び把握等を行い、契約の適正な履行を確保する業務をいう。
- (2) 「監督職員」… 監督職員とは、総括監督員、主任監督員、監督員を総称していう。
- (3) 「監督の方法」… 監督行為（指示、承諾、協議、通知、受理、確認、立会、検査、調整）を総称していう。
- ① 指示 … 契約図書の定めに基づき、監督職員が受注者に対し工事の施工上必要な事項について、書面をもって示し実施させることをいう。
- ② 承諾 … 契約図書で明示した事項について、発注者若しくは監督職員又は受注者が書面により同意することをいう。
- ③ 協議 … 書面による契約図書の協議事項について、発注者又は監督職員と受注者が対等の立場で合議し結論を得ることという。
- ④ 通知 … 発注者又は監督職員と受注者又は現場代理人の間で、監督員が受注者に対し、又は受注者が監督職員に対し、工事の施工に関する事項について書面をもって知らせることをいう。
- ⑤ 受理 … 契約図書に基づき、受注者の責任において監督職員に提出された書面を受取り、内容を把握することをいう。
- ⑥ 確認 … 契約図書で示された事項について、臨場若しくは関係資料により、その内容について契約図書との適合を確かめることをいう。
- ⑦ 立会 … 契約図書に示された項目において、監督職員が臨場し、内容を確認することをいう。
- ⑧ 検査 … 契約図書に示された施工等の段階及び材料について、所定の出来形及び品質を確保するために、受注者等の測定結果に基づき監督職員が出来形、品質、規格、数量を確認することをいう。なお、この場合、受注者が実施した測定結果のうち代表となる部分を抽出して行うことができるものとする。また、受注者に対する合否の判定は、監督職員が行うものとする。ただし、臨場検査をするものとしたもので、やむを得ず臨場検査ができない場合は、その旨を受注者に

通知し、監督職員の指示する必要な工事写真等の記録を整備提出させ、書面による検査を行うものとする。

- ⑨ 調整 … 監督職員が関連する工事等との間で、工程等について相互に支障がないよう協議し、必要事項を受注者に対し指示することをいう。

(監督の実施)

第3条 監督職員は、別表の各項目について技術的に十分検討のうえ、監督を実施するものとする。

(総合評価に基づく現場における監督の実施)

第4条 監督職員は前条に掲げる監督を実施するほか、当該設計書における総合評価方式の施工計画を様式-2により整理し、その施工状況について現場確認をするものとする。

(別表) 第3条 (監督の実施)

項 目	業 務 内 容	関連図書条項
<p>1. 契約の履行の確保</p> <p>(1) 契約図書の内容把握</p> <p>(2) 施工計画書の受理</p> <p>(3) 契約図書に基づく指示、承諾の内容把握</p> <p>(4) 条件変更に係る調査、指示、確認等</p>	<p>建設工事請負契約書、図面、仕様書、現場説明書、質問回答書等を把握する。</p> <p>契約書に基づいて受注者から提出された施工計画書の内容を把握する。</p> <p>契約図書に明示した指示、承諾、協議等(詳細図等の作成を含む)を適切に行う。</p> <p>① 契約書第19条第1項の第1号から第5号までの事実を発見したとき、又は受注者から事実の確認を求められたときは、直ちに調査を行い、その内容を確認し検討する。</p> <p>② 前項の調査結果に基づいて、受注者に指示又は通知する。なお、特に重要な変更等が伴う場合は、あらかじめ契約担当者の承諾を受ける。</p>	<p>共仕 1-1-4</p> <p>契 第10条 共仕 1-1-6</p> <p>契 第19条</p> <p>契 第19条</p>
<p>2. 出来形及び品質に関する監督</p> <p>(1) 工事材料の検査等</p> <p>(2) 工事施工の立会い</p> <p>(3) 施工管理に係る段階確認</p> <p>(4) 改造請求及び破壊検査</p>	<p>契約図書において、監督職員の試験若しくは検査を受けて使用すべきものと指定された工事材料又は、監督職員の立会いのうえ調査し又は、割合について見本検査を受けるものと指定された材料の試験、検査の立会をいう。</p> <p>契約図書において、監督職員の立会いのうえ施工するものと指定された段階において立会を行う。</p> <p>設計図書に示された施工段階において、施工管理に係る土木工事施工管理基準及び特記仕様書等と工事目的物とを照合し確認を行う。</p> <p>① 工事の施工が設計図書に適合しない事実を発見した場合で、必要があると認められるときは改造の指示を行う。</p> <p>② 契約書第14条第2項若しくは第15条第1項から第3項までの規定に違反した場合、又は工事の施工が設計書に適合しないと認められる相当の理由がある場合において、必要があると認められる場合には、工事の施工部分を破壊して検査する。</p>	<p>契 第14～15条</p> <p>契 第15条</p> <p>契 第15条</p> <p>契 第18条</p> <p>契 第18条</p>

項 目	業 務 内 容	関連図書条項
(5) 支給材料及び貸与品の検査、引渡し	<p>① 契約図書に定められた支給材料及び貸与品については、その品名、数量、品質、規格又は性能を立会のうえ、設計図書に基づき検査し引渡しを行う。</p> <p>② 前項の検査の結果、品質又は規格若しくは性能が設計図書の定めと異なる場合、又は使用に適当でないと認められる場合は、これに代わる支給材料若しくは貸与品の引渡し等の措置を取る。</p>	<p>契 第 1 6 条 共仕 1-1-16</p> <p>契 第 1 6 条 共仕 1-1-16</p>
3. 工程に関する監督		
(1) 関連工事との調整	<p>関連する 2 以上の工事が施工上密接に関連する場合は、必要に応じて工事についての調整を行う。</p>	<p>契 第 2 条 共仕 1-1-11</p>
(2) 工程の把握及び工事促進の指示	<p>受注者からの履行報告に基づき、工程を把握し必要に応じて工事促進の指示を行う。</p>	<p>契 第 1 2 条 共仕 1-1-24</p>
4. 契約担当者への報告		
(1) 工事の中止及び工期の検討及び報告	<p>① 工事の全部若しくは一部の施工を一時中止する必要があると認められたときは、中止期間を検討し契約担当者へ報告する。</p> <p>② 受注者から工期延長の申し出があった場合は、その理由を検討し契約担当者へ報告する。</p>	<p>契 第 2 1 条 共仕 1-1-13</p> <p>契 第 2 2 条 共仕 1-1-15</p>
(2) 一般的損害の調査及び報告	<p>一般的損害について、受注者から通知を受けた場合は、その原因、損害の状況等を調査し、発注者の責に帰する理由及び損害額の請求内容を審査し、契約担当者に報告する。</p>	<p>契 第 2 8 条</p>
(3) 天災、その他の不可抗力による工事出来形部分等の損害の調査及び報告	<p>① 天災、その他の不可抗力による損害について、受注者から通知を受けた場合は、その原因、損害の状況等を調査し、確認結果を契約担当者へ報告する。</p> <p>② 損害額の負担請求内容を審査し、契約担当者へ報告する</p>	<p>契 第 3 0 条 共仕 1-1-38</p> <p>契 第 3 0 条</p>
(4) 第三者に及ぼした損害の調査及び報告	<p>工事の施行に伴い、第三者に損害を及ぼしたときは、その原因、損害の状況等を調査し、発注者が損害を賠償しなければならないと認められる場合は、契約担当者へ報告する。</p>	<p>契 第 2 9 条 共仕 1-1-29</p>
(5) 中間前金払請求時の出来高確認及び報告	<p>中間前金払の請求があった場合は、工事出来形報告書に基づき出来高を確認し、契約担当者へ報告する。</p>	<p>契 第 3 5 条 共仕 1-1-21</p>

項 目	業 務 内 容	関連図書条項
(6) 部分払（出来形） 請求時の出来形の 審査及び報告	部分払（出来形）請求があった場合は、出来形調書を作成し、審査のうえ契約担当者へ報告する。	契 第38条 共仕 1-1-21
(7) 工事関係者に関する 措置請求	現場代理人がその職務の執行につき、著しく不相当と認められる場合及び主任技術者若しくは監理技術者又は専門技術者、下請負人等が工事の施工又は管理につき著しく不相当と認められる場合は、契約担当者へその措置請求を行う。	契 第13条 共仕 1-1-25
(8) 契約解除に関する 必要書類の作成及び 措置請求又は報告	① 契約書第47条第1項及び第49条第1項に基づき契約を解除する必要があると認められる場合は、契約担当者に対して措置要求を行う。 ③ 受注者から契約の解除の通知を受けたときは、契約解除要件を確認し、契約担当者へ報告する。 ③ 契約が解除された場合は、出来形調書を作成し、契約担当者へ報告する ④ 「千葉県における倒産時対応マニュアル」を参考とする。	契 第47条 契 第48条 契 第49条 契 第50条 契 第51条
5. その他		
(1) 現場発生品の処理	工事現場における発生品は、品質、規格、数量等を確認し、その処理方法を指示する。	共仕 1-1-17
(2) 臨機の措置	災害防止、その他の工事施工上、特に必要と認めるときは、受注者に対して臨機の措置を求める。	契 第27条 共仕 1-1-41
(3) 事故等に対する措置	事故等が発生したときは、速やかに状況を調査し、所属長又は主務課長等に報告する。	契 第29条
(4) 工事成績の評定	主任監督員及び監督員は、工事完成のとき工事成績評定等実施要領に基づき工事成績の評定を行う。	
(5) 工事完成検査等の立 会	工事の完成、出来形、中間の各検査時は、原則として監督職員等（総括監督員、主任監督員、監督員等）が立会う。	

(注) 「契」は建設工事請負契約書、「共仕」は土木工事共通仕様書をいう。

附則 この基準は、平成14年4月1日から適用する。

附則 この基準は、平成21年4月1日から適用する。

附則 この基準は、平成24年4月1日から適用する。

総合評価現場確認

確認年月日			
工事名			
配置技術者名			
監督員名			
施工計画 のテーマ 施工状況	施工計画での課題 例：施工上配慮すべき事項（○○○○○）	確認評価 （良・可・不可）	
	提案－1		
	提案－2		
	提案－3		
	提案－4		
	提案－5		
	意見等の記入（改善等の意見）		
	提案内容を実施していない箇所への指示及び実施できない等の理由を記入 例：○○などの現場状況等により、△△の提案が実施できない。		
指示等による、実施事項の是正状況を記入			

- ①監督員は、現場確認できたものを確認評価する。
- ②確認評価は、提案の施工実施状況を3段階で評価する。
 （良：提案以上に施行している 可：提案通り施行している 不可：実施できていない）
- ③提案のチェックは、写真撮影を原則とする。
- ④数量等の検証が必要なものは、全数が確認できるものとする。
- ⑤この書式は、検査書類の一部とする。

総括 監督員	主任 監督員	監督員

現場 代理人	主任(監理) 技術者

千葉県建設工事検査基準

千葉県建設工事検査要綱第7条により、千葉県建設工事検査基準を下記のとおり定める。

(1) 検査の方法

ア. 一般共通事項

検査項目	検査内容	検査要点
契約時 関係書類	・工事請負契約書	・部分払いの回数、支払限度額の確認
	・設計図書（図面、仕様書、質問回答書）	・重要な事項が示されている場合の確認
	・設計書	
着工時 関係書類	・監督職員選任通知書	・工期変更及び人事異動による変更通知の確認
	・主任技術者等選任通知書	・資格及び専任の確認、恒常的雇用関係が確認できる書類
	・工程表	
	・工事保険等の証書の写し	・付保期間、金額の確認
	・建設業退職金共済制度購入状況報告書及び受払簿	・購入状況及び受払簿の確認
	・千葉県建設工事適正化指導要綱	・点検等報告書、下請業者選定通知書、施工体制台帳、施工体系図、下請契約書の写し等により確認 ・工事現場状況等報告書、施工体制等点検表により確認
	・現場における監理技術者の専任制確認書	・1回／月の実施を確認 ・資格及び専任の確認等
・工事カルテ作成、登録（CORINS）	・請負金額500万円以上の工事対象、契約後・変更後及び完成後10日以内の登録の確認。	
施工時 関係書類	・施工計画書	・実際の施工方法との対比 ・規格証明書、材料成績書、使用量計算書による確認
	・工事関係書類	・工事打合簿、使用材料の品質証明書等綴、材料確認願綴、段階確認書綴、品質管理図表綴、出来形管理図表綴、工事写真等により確認
	・各種施工図	・施工内容の確認
	・主要材料搬入報告書	・種別、規格、日付け、数量等の確認
	・支給品受領書、支給品精算書	・数量の確認
	・現場発生品調書	・数量の確認
	・廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）	・収集運搬及び最終又は中間処分場の許可証及び契約の確認 ・マニフェストによりD又はE票の確認 ・検査時までE票の提出がない場合は、後日主任監督員が確認

検査項目	検査内容	検査要点
施工時 関係書類	・千葉県建設リサイクルガイドライン	・リサイクル計画書 ・再生資源利用計画書（実施書） ・再生資源利用促進計画書（実施書） ・建設副産物情報交換システム－COBRIS－
	・建設副産物の処理基準及び再生資材の利用基準	・建設副産物処理申請書 ・建設副産物処理調書
	・建設発生土管理基準	・汚染要因に関する調査票 ・埋め立てに関する許可証の確認
	・各種技能士	・資格証明書により確認
	・工期変更協議書 ・中間前金払認定調書 ・既済部分検査申請書 ・部分完成届 ・部分引渡書 ・事故報告書	
完成時 関係書類	・工事完成通知書	
	・工事引継書	
	・完成図書等	・引渡し一覧表
	・完成写真	・特記による
	・安全衛生関係書類	・安全活動の確認
・工事カルテ変更、完成（CORINS）	・請負金額2,500万円以上	
その他	・官公署届出書類	・関係法令による手続きの完了及び合格の確認

※ 工事の種別毎に選択するものとする。

イ. 検査の項目

検査の項目	検査の方法
延長	原則として起終点を基準として各測点間の距離を計測する。
幅員、法長、法勾配、高さ、深さ	原則として、測点並びに測点間について実測し、出来形寸法を確認する。
計画高、縦断・横断勾配	<ol style="list-style-type: none"> 1. 計画高は、必要あると認めた時は基準点(仮基準点を含む)による。 2. 縦断・横断勾配は原則として測点並びに測点間について実測する。
構造物	<ol style="list-style-type: none"> 1. 長さ、幅、高さ、厚さ等を実測して出来形寸法を確認すると共に、外観を観察する。 2. コンクリート構造物については、テストハンマー(シュミットハンマー等)その他の方法で強度を判定する。 3. 重要なコンクリート構造物については、必要と認めた場合は漏水の有無を削孔、注水等により確認する。 4. 必要と認めた時は、一部破壊又は抜取り検査を行う。 5. 品質については関係資料により確認することができる。
主要資材	規格、品質、数量等を写真並びに関係書類その他実地検査により判定する。
残土処理	設計土量の処理、並びに処理場所を必要であると認めたときに確認する。
仮設工事	<ol style="list-style-type: none"> 1. 指定仮設については、原則として設計図書により検査する。 2. 任意仮設については、監督職員の承諾を得たものの資料による。
写真による検査	基礎及び根入長等の掘り起し検査ができがたいとき又はその構造物に将来影響を及ぼすおそれがあるときは監督職員から工事施工の実情を聞き写真により判定する。
品質	アスファルト舗装工事、コンクリート舗装工事及びコンクリート工事等の品質により判定する。
出来形管理図表	設計値と実測値を対比して記録した出来形図又は出来形図表等により判定する。
跡片付	現場整理等を確認する。
	<ol style="list-style-type: none"> 1. 検査は現地で測定することを原則とするが、特別の事由により現地において測定できない場合は、工事写真、品質管理、資料及び出来形管理図表等で判定することができる。 2. この検査方法に記載されていないものは、検査監の判定による。

ウ. 土木工事の工種別検査方法

工 種	検 査 項 目	検 査 内 容	検 査 の 方 法
1. 一般施工 (1) コンクリート工	1. コンクリート打設数量	設計数量との対比	工事写真、出来形管理図表等及び必要により、納入伝票で判定
	2. 配合及びスランプ	設計配合及びスランプの適否の確認	品質管理資料 (骨材試験及び配合設計試験で判定)
	3. コンクリートの強度	試験値の最低強度の確認 全試験値のバラッキの有無の確認	品質管理資料(破壊試験成果表)シエミットハンマー、必要によりコアの強度で判定
	4. 施工状況	配合の均等性の有無の確認 打設状況の適否 養生方法の適否	現地観察、必要により注水検査で判定
	5. 打継目の位置	重要構造物のコンクリート打継目の位置の確認 一区画打継目の施工状況	現地測定及び工事写真、必要により注水検査で判定
(2) 土木一般	1. 基準高、延長、深さ、法勾配、幅	床掘掘削は計画深度以上の深掘の可否	現地測定、工事写真及び出来形管理図表等で判定
	2. 土質又は岩質	設計との対比 埋戻し土質の適否 草木片、有機不純物等の確認	現地観察及び土質調査資料で判定
	3. 残土処分	指定土捨場所の確認	現地観察で判定
	4. 盛土の締固め	各層転圧状況の確認	現地観察及び品質管理資料で判定
	5. その他施工状況	床掘、床面の不陸状況、埋戻しの締固め状況、埋戻し跡の表面不陸の状況、盛土の余盛の程度、盛土の表面排水処理状況及び路肩の状況	現地観察及び工事写真で判定

工 種	検 査 項 目	検 査 内 容	検 査 の 方 法
(3) 石積工、 ブロック 積工、法面 工	1. 基準高、面積、 法勾配、法長、 厚さ、天端幅		現地測定、工事写真及び出来形管理 図表等で判定
	2. 使用材料の品 質、形状寸法	形状寸法、外観重量及び 圧縮強度	現地測定、必要により抜取検査、品 質管理資料及びコアの強度で判定
	3. 基礎	コンクリート基礎状況の 確認	現地測定、工事写真及び出来形管理 図表等で判定
	4. その他の施工状 況	積方、合端の施工状況の 確認、法面のはらみの有 無 胴込コンクリート、裏込 コンクリート、裏型砕栗 石の填充状況、水抜ノ穴 の配置状況等	現地測定、抜取して判定 必要により削孔注水検査、現地観察 及び工事写真で判定
(4) コンク リート擁 壁工	1. 基準高、延長、 天端幅、法勾配高	断面形状の確認	現地測定及び出来形管理図表等で判 定
	2. 基礎工	基礎杭、基礎栗石等の施 工状況	現地測定及び工事写真で判定
	3. コンクリート工	コンクリートの品質及び 施工状況	現地測定、品質管理資料及びシュミ ットハンマー、必要により抜取コア の強度判定
	4. その他施工状況	基礎又はフーチングと軀 体との取合施工状況 1区画のコンクリート打 設状況、目地材の材質、 厚さの確認	工事写真、必要により注水検査及び 現地観察で判定
(5) 鉄筋工	1. 数量		必要により納入伝票写し等で判定
	2. 使用材料の品 質、規格、寸法		現地測定、工事写真ミルシート等で 確認する。
	3. 施工状況	鉄筋加工の適否 鉄筋間隔及び組立の正確 度 鉄筋カブリの確認 鉄筋継手箇所可否 鉄筋結束の確実性の確認	現地測定、工事写真で判定

工 種	検 査 項 目	検 査 内 容	検 査 の 方 法	
(6) 基礎工 ① 栗石基礎 碎石基礎	1. 基準高、延長、幅、厚さ		現地測定、工事写真出来形管理図表等で判定	
	2. 使用材料の品質、形状寸法	最大径の確認、材質の適否	現地観察及び工事写真で判定	
	3. 施工状況	目潰の充填の状況と締め状況	現地観察及び工事写真で判定	
	② 杭基礎	1. 基準高、本数、間隔		現地測定、工事写真及び出来形管理図表等で判定
		2. 使用材料の品質、規格		品質管理資料(試験成果)で判定
		3. 支持力	設計荷重との対比(安全率の確認)	出来形管理資料(打込記録、杭耐力試験成果)で判定
		4. 施工状況	打込長さ、中心線のずれ、鉛直度(傾斜度)の確認、上部構造物との関係、杭頭の処置継杭施工の適否	現地測定、工事写真及び出来形管理図表で判定
(7) 矢板工	1. 天端高、延長	工事延長と設計枚数の対比	現地測定、工事写真及び出来形管理図表等で判定	
	2. 使用材料の品質規格寸法	種類、品質、形状寸法の確認	工事写真及び品質管理資料で判定	
	3. 打込状況	法線の通り傾斜の有無	現地測定、工事写真及び出来形管理図表等で判定	
	4. その他施工状況	打止貫入記録の確認 頭部の処理状況、矢板相互の結合状況	現地測定、工事写真及び出来形管理図表で判定	
(8) 縁石工 L型側溝工	1. 基準高、延長、幅又は高さ		現地測定、工事写真及び出来形管理図表等で判定	
	2. 使用材料の品質規格寸法	種類、品質、形状寸法の確認	品質管理資料で判定	
	3. 基礎工	基礎工施工の適否		
	4. 施工状況	コンクリートの施工状況	現地測定、工事写真品質管理資料及び出来形管理図表等判定	

工 種	検 査 項 目	検 査 内 容	検 査 の 方 法
(9) 側溝工 水路工	1. 基準高、延長、 幅又は高さ		現地測定、工事写真及び出来形管理 図表等で判定
	2. 基礎工	基礎工施工の適否	
	3. 施工状況	コンクリートの施工状況 及び打継目地の施工状況	現地測定、工事写真品質管理資料及 び出来形管理図表等で判定
(10) 甲蓋工	1. 幅、長さ、厚さ		
	2. 配筋	幅及び長さ、ピッチカブ リの確認	工事写真、必要により抜取り破壊で 判定
	3. 製作状況	コンクリートの品質	品質管理資料及び工事写真で判定
(11) 管渠工 函渠工 水 門 樋 管	1. 基準高、延長、 幅又は内法高		現地測定、工事写真及び出来形管理 図表等で判定
	2. 使用材料の品質 規格寸法	種類、品質、形状、寸法 の確認	品質管理資料で判定
	3. 基礎工	基礎工施工の適否	
	4. 施工状況	コンクリートの施工状況 中心線のずれ、ひびわれ の状況 継手部漏水の有無、管、 函渠勾配、止水時の漏水、 開閉時の機能	現地測定、工事写真品質管理資料及 び出来形管理図表等で判定
(12) 井筒基 礎工及び 潜函基礎 工	1. 基準高、各部構 造寸法		現地測定、工事写真及び出来形管理 図表で判定
	2. 地耐力	地盤耐力の確認	出来形管理図表 (載荷試験沈下測定)
	3. 中詰工	指定工法の確認及び施工 状況	現地観察及び工事写真で判 定
	4. 掘削土の処理		
	5. その他施工状況	コンクリート施工状況	現地観察、工事写真品質管理資料及 び出来形管理図表で判定

工 種	検 査 項 目	検 査 内 容	検 査 の 方 法
(13) セメント類吹付工	1. 面積、法長、厚さ		現地測定、工事写真及び出来形管理図表等で判定
	2. 使用材料の品質	セメント類配合の確認	品質管理資料で判定
	3. 施工状況	吹付状態、き裂、浮上りの有無	現地観察及び工事写真で判定
(14) 芝 工	1. 面積、法長、芝付間隔		現地測定及び出来形管理図表等で判定
	2. 使用材料の品質	品種の確認	品質管理資料及び現地観察で判定
	3. 施工状況	法面の不陸、芝の発芽及び発育状況、目串の差し込み状況	現地観察で判定
(15) トンネル	1. 寸法	覆工、坑門の計上寸法	現地測定、工事写真及び出来形管理図表で判定
	2. 覆工厚	覆工背面注入状況の適否	現地測定、工事写真及び出来形管理図表必要により削孔判定
	3. 掘削土の処理		
	4. 施工状況	コンクリートの施工状況、インバートの施工基盤、掘りすぎた場合の処理状況 湧水処理の確認 縦方向打継目の状況 支保工施工の状況	現地観察、工事写真品質管理資料及び出来形管理図表等で判定
2. 河川 (1) 鉄 線 蛇籠工事	1. 延長、法長、幅、厚さ、本数		現地測定 工事写真及び出来形管理図表等で判定
	2. 蛇籠の品質、規格寸法	番線、網目、径、品質の確認	現地観察で判定
	3. 詰石の材質、形状寸法	風化の有無、表面から見えにくい部分の形状寸法の確認	現地観察で判定
	4. 施工状況	石詰め状況、法肩法尻屈曲部の施工状況 開口部及び連結部の処理状況 止杭の施工状況	現地観察で判定

工 種	検 査 項 目	検 査 内 容	検 査 の 方 法
(2) 捨ブロック工	1. 基準高、延長、幅		現地測定及び出来形管理図表等で判定
	2. 使用ブロックの品質、形状、寸法	設計との対比	現地測定、品質管理資料及びシュミットハンマーで判定
	3. 施工状況	基盤の状況 ブロック総数の確認 据付の粗密のバランス状況、各ブロック相互のからみ合い	現地観察工事写真及び出来形管理図表で判定
3. 砂防砂防ダム	1. 基準高、基礎高、幅、長さ、法勾配	床掘完了時の確認 水叩、間詰工、堤体天端及び両側	現地測定、工事写真及び出来形管理図表等で判定
	2. 断面形状	放水路天端幅、下段水抜穴による堤厚、袖部の根入、間詰工副堤長、幅、根入	現地測定、工事写真及び出来形管理図表等で判定
	3. 土質、岩質形状	設計との対比	現地観察及び品質管理資料で判定
	4. 支持力	設計との対比	現地観察及び品質管理資料で判定
	5. 残土処理	指定場所の確認 流出の有無	現地観察及び工事写真で判定
	6. コンクリート工	コンクリート施工の適否	品質管理資料及び出来形管理図表で判定
	7. 施工状況	打継目、水叩コンクリート厚、間詰工、養生	現地測定、工事写真品質管理資料及び出来形管理図表、必要により注水検査で判定
4. 港湾構造物等	1. 基準高、延長、幅		現地測定、工事写真及び出来形管理図表等で判定
	2. 使用ブロック及びケーソンの品質、形状寸法		現地観察、シュミットハンマー品質管理資料及び出来形管理図表等で判定
	3. 残土処理	指定場所の確認 流出の有無	現地観察及び工事写真で判定
	4. コンクリート工	コンクリート施工の適否	
	5. 施工状況	基礎の状況、ブロック数の確認、据付の粗密のバランス状況、ブロックのかみ合い状況、ケーソン中詰の指定工法の確認及び施工状況	現地観察、工事写真品質管理資料及び出来形管理図表で判定

工 種	検 査 項 目	検 査 内 容	検 査 の 方 法
5. 公 園 植栽工	1. 樹木の形状、寸法 本数及び樹種	設計との対比	現地測定で判定
	2. 樹木の品種	枝葉の発芽状況 樹姿の状態	現地測定で判定
	3. 支柱	材質形状、防腐処理の確認 支柱取付結束の適否	現地測定で判定
	4. 施工状況	配植の適否 整枝手入の状態 土質改良の状態 灌水養生の状況	現地測定、工事写真及び出来形管理 図表等で測定
6. 舗装工 (1) 路盤工	1. 基準高、延長、面 積、幅員、厚さ、 横断、形状		現地測定、工事写真及び出来形管理 図表で判定
	2. 使用材料の材質	粒度及び配合率の確認	品質管理資料で判定
	3. 密度、支持力		品質管理資料及び現地測定
	4. 施工状況	仕上り面の不陸の有無 材料分離の有無	現地観察及び工事写真で判定
(2) アスフ ァルト舗 装工	1. 延長、幅員、厚さ、 横断形状		現地測定、工事写真及び出来形管理 図表で判定
	2. アスファルト合 材の品質の品質	合材配合	品質管理資料、必要により抜取りコ ア一試験で判定
	3. 施工状況	施工温度、表面仕上り状況、 転圧の適否合材数均しの均 等性施工継目、道路構造物 との接合部及び隅部の施工 適否	現地観察、工事写真品質管理資料及 び出来形管理図表、必要により平た ん性試験で判定
(3) セメン ト、コン クリート 舗装工	1. 延長、幅員、厚さ、 横断、形状		現地測定及び出来形管理図表で判定
	2. コンクリート合 材の品質	配合、強度	品質管理資料、必要により抜取りコ ア一試験で判定
	3. 施工状況	コンクリート混合水の防護 措置(路盤紙)表面仕上り の状況 目地仕上げの状況 養生	現地観察、工事写真及び出来形管理 図表で判定

工 種	検 査 項 目	検 査 内 容	検 査 の 方 法
7. 橋梁 (1) 一般	1. 基準高、縦横断勾配、橋長、幅員、橋面	施工精度、設計書との対比、平坦性、取付道との取合、排水処理状況	現地測定、工事写真及び出来形管理図表で判定
	2. 伸縮継手、支承	遊間の適否、桁との取付、アンカー据付状況	現地測定で判定
(2) 下部工	1. 基準高、形状寸法、位置の変位	橋座、パラペットの天端高、中心線方向	現地測定、工事写真及び出来形管理図表で判定
(3) RC橋 PC橋	1. 桁(版)の形状寸法	断面寸法、桁間隔、全長、支間、縦及び横方向の反り(RC)	現地測定、工事写真及び出来形管理図表で判定
	2. PC鋼線(鋼棒)の配置緊張	PC縦線(鋼棒)の定着装置、位置、方向、緊張力、ケーブルの伸装置のキャリブレーション	現地測定、工事写真品質管理資料及び出来形管理図表で判定
	3. 鉄筋及びコンクリート		
(4) 橋面舗装	橋面舗装		出来形管理図表等で判定
(5) 鋼橋	1. 材料の品質	ロールキズ、われ腐蝕、うちすぎの有無 指定寸法の確認、保管の方法	品質管理資料で判定
	2. 各部材の形状寸法	全長、支間、断面、桁間隔、平面对角、製作キャンバー、ウェブの曲り変形、各部材長、接合方法及び施工の適否、溶接順序及び溶接方法の適否、ソールプレート取付	原寸及び仮組検査で判定
	3. 架設	架設法、部材の保管リベットの形状ハイテンボルトの締付の良否(ガセット取合わせ)	架設要領書 現地測定及び出来形管理図表で判定

工 種	検 査 項 目	検 査 内 容	検 査 の 方 法
(6) 溶接工	1. 溶接箇所数、溶接長、脚長、のど厚		現地測定及び出来形管理図表等で判定
	2. 溶接棒の種類	母材の種類及び溶接方向	現地観察及び工事写真で判定
	3. 溶接工の資格	資格の有無	資格証明書の写で判定
	4. 施工状況	溶着金属表面の均一性割れ、スラグブローホールの有無、アンダーカット、オーバーラップ等母材の接合部状態確認、母材歪みの有無	現地観察及び工事写真必要により放射線検査等で判定
(7) 塗装工	1. 塗料の種類 品質、色別、色調、 使用数量		現地観察、工事写真及び品質管理資料で判定
	2. 素地調整	ケレン度の適否	現地観察、工事写真及び品質管理資料で判定
	3. 塗装回数	色層、色調の確認	現地観察、工事写真及び品質管理資料で判定
	4. 膜厚		<p>現地測定(膜厚計による)及び出来形管理図表等で判定</p> <p>a. ロットの塗膜厚平均値は、目標膜厚合計値の90%以上であること</p> <p>b. 測定値の最小値は、目標塗膜厚合計値の70%以上であること</p> <p>c. 測定値の分布の標準偏差は、目標塗膜厚合計値の20%をこえないこと</p>
	5. 施工状況	塗膜の状態確認 (気泡むらの有無)隅部裏面等の塗残しの有無確認	現地観察及び工事写真で判定

エ. 土木工事（農業農村整備事業）の工種別検査方法

工 種	検 査 項 目	検 査 内 容	検 査 の 方 法
1 水路工 フリーム サイホン 現場打暗渠 ボックスカルバート 水路トンネル 管水路 ブロック積み 鉄筋コンクリート柵渠 ライニング水路	1 基準高、厚さ、幅、高さ、中心線のズレ、延長 2 施工状況 3 使用材料	コンクリートの施工状況 ひび割れの状況 中心線のズレ 継手部施工状況 水路勾配状況 基礎工施工状況 埋め戻し状況 柵板施工状況 種類、品質、形状、寸法の確認	現地測定、工事写真及び出来形管理図表等で判定 現地測定、工事写真及び出来形管理図表等で判定 品質管理資料等で判定
2 ほ場整備工 (1) 表土扱い	1 厚さ 2 施工状況	埋戻し土の適否	現地測定、工事写真及び出来形管理図表等で判定
(2) 基盤造成 表土整地	1 基準高、均平度 2 施工状況	10 a 当たり 3 点（工事施工管理基準(農業農村整備事業)による方法) 逆田の有無、用水路から排水路側への傾斜状況	現地測定、工事写真及び出来形管理図表等で判定 現地測定、工事写真及び出来形管理図表等で判定
(3) 畦畔復旧	1 高さ、幅 2 施工状況	締め固め状況	現地測定、工事写真及び出来形管理図表等で判定
(4) 道路工 (耕作道)	1 基準高、幅、高さ、延長 2 施工状況	切土、盛土状況 縦横断面仕上がり状況	現地測定、工事写真及び出来形管理図表等で判定 現地測定、工事写真及び出来形管理図表等で判定
(5) 敷砂利	1 敷厚 2 施工状況 3 使用材料	敷厚の均等度合い 種類、品質、形状、寸法の確認	現地測定、工事写真及び出来形管理図表等で判定 品質管理資料等で判定
3 暗渠排水工 吸水渠 集水渠 導水渠	1 布設深、間隔、延長 2 施工状況 3 使用材料	吸水渠等の勾配の状況 被覆材の充填状況 埋戻し状況 種類、品質、形状、寸法の確認	現地測定、工事写真及び出来形管理図表等で判定 現地測定、工事写真及び出来形管理図表等で判定 品質管理資料等で判定